令和5年度

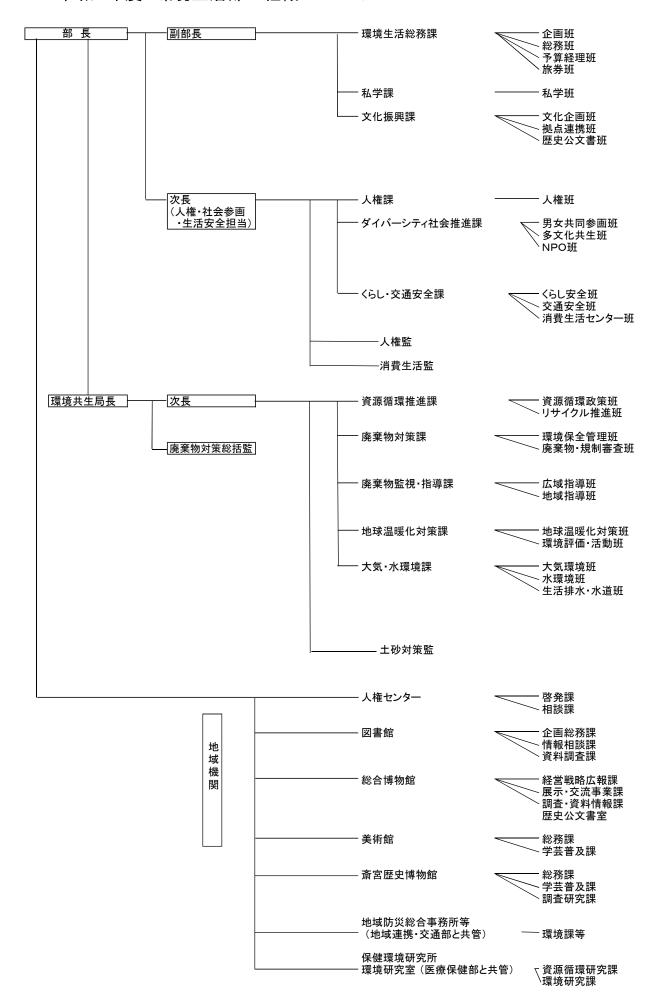
環境生活農林水産常任委員会 説明資料 (所管事項説明)

I	令和5年度 環境生活部の組織について ・・・・・・・・・・	1
Π	令和5年度 当初予算(環境生活部関係)の概要について ・・・・・	4
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	主要施策	
1	三重県環境基本計画に基づく環境施策の推進について ・・・・・・	14
2	私学教育の振興について ・・・・・・・・・・・・・・・・	16
3	文化・生涯学習の振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4	人権施策の総合的な推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
5	女性活躍の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
6	ダイバーシティ・性の多様性を認め合う社会の推進について・・・・	28
7	多文化共生社会づくりの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
8	県民の社会参画の推進について ・・・・・・・・・・・・・・	34
9	交通安全対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
10	安全で安心なまちづくりの推進について・・・・・・・・・・・	38
11	犯罪被害者等支援について ・・・・・・・・・・・・・・・	42
12	消費生活の安全確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
13	脱炭素社会の実現について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
14	生活環境の保全について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
15	循環型社会の構築について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
16	産業廃棄物の適正処理の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
17	産業廃棄物の監視・指導状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60

別冊 事務事業概要

令和5年5月23日 環境生活部

I 令和5年度 環境生活部の組織について



みえ元気プラン 政策体系一覧

網掛け:環境生活部が主担当部局の施策

政策体系一覧

四本の柱	政策		施 策
	1	1-1	災害対応力の充実・強化
	防災・減災、県土の強靱化	1-2	地域防災力の向上
_		1-3	災害に強い県土づくり
I	2	2-1	地域医療提供体制の確保
, ; ,	医療・介護・健康	2-2	感染症対策の推進
安		2-3	介護の基盤整備と人材確保
全		2-4	健康づくりの推進
· 安	3	3-1	犯罪に強いまちづくり
心	暮らしの安全	3-2	交通安全対策の推進
の		3-3	消費生活の安全確保
確		3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
保	4	4-1	脱炭素社会の実現
	環境	4-2	循環型社会の構築
		4-3	自然環境の保全と活用
		4-4	生活環境の保全
	5	5-1	持続可能な観光地づくり
	観光・魅力発信	5-2	戦略的な観光誘客
		5-3	三重の魅力発信
	農林水産業	6-1	農業の振興
		6-2	林業の振興と森林づくり
П		6-3	水産業の振興
江		6-4	農山漁村の振興
活力	7	7-1	中小企業・小規模企業の振興
あ	産業振興	7-2	ものづくり産業の振興
<i>る</i>)		7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進
産		7-4	国際展開の推進
業	_生 8 8 8-	8-1	若者の就労支援・県内定着促進
•	人材の育成・確保	8-2	多様で柔軟な働き方の推進
地	9	9-1	市町との連携による地域活性化
域	地域づくり	9-2	移住の促進
づ		9-3	南部地域の活性化
<		9-4	東紀州地域の活性化
ŋ	10	10-1	社会におけるDXの推進
	デジタル社会の推進	10-2	行政サービスのDX推進
	11	11-1	道路・港湾整備の推進
	交通・暮らしの基盤	11-2	公共交通の確保・充実
		11-3	安全で快適な住まいまちづくり
		11-4	水の安定供給と土地の適正な利用

四本の柱	政策		施
Ⅲ の共 実生	12 人権・ダイバーシティ	12-1 12-2 12-3	人権が尊重される社会づくり ダイバーシティと女性活躍の推進 多文化共生の推進
現社会	13 福祉	13-1 13-2	地域福祉の推進障がい者福祉の推進
IV	14 教育	14-1 14-2 14-3	未来の礎となる力の育成 未来を創造し社会の担い手となる力の育成 特別支援教育の推進
未来を		14-4 14-5 14-6	いじめや暴力のない学びの場づくり 誰もが安心して学べる教育の推進 学びを支える教育環境の整備
拓くひと、	15 子ども	15-1 15-2 15-3 15-4	子どもが豊かに育つ環境づくり 幼児教育・保育の充実 児童虐待の防止と社会的養育の推進 結婚・妊娠・出産の支援
づくり	16 文化・スポーツ	16-1 16-2 16-3	文化と生涯学習の振興 競技スポーツの推進 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

行政運営

1	総合計画の推進
2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進
3	持続可能な財政運営の推進
4	適正な会計事務の確保
5	広聴広報の充実
6	県庁DXの推進
7	公共事業推進の支援

Ⅱ 令和5年度 当初予算(環境生活部関係)の概要について

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

令和5年度当初予算は、部の使命である次の4つの方向性を柱として、県民の皆さんが未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域の実現をめざして、選択と集中により事業を編成しました。

<環境生活部の使命>

- ・県民の皆さんとの連携による交通事故の防止、地域防犯力の向上、犯罪被害者等 支援の推進等に取り組み、くらしの安全・安心の実感を高めます。
- ・地球温暖化対策(緩和と適応)、大気・水環境の保全に取り組むとともに、廃棄物の3R+Rと適正処理を推進することを通じて、環境への負荷が少ない持続可能な社会をめざします。
- ・県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等にかかわらず、 誰もが希望を持って挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた 取組を進めます。
- ・三重の持つ魅力や多様性を感じる、文化の薫り高い生活の中で、心の豊かさを育む取組を進めます。

このような考え方のもと、令和5年度当初予算においては、「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」「人権が尊重され、誰もが参画できるダイバーシティ社会づくり」「文化と生涯学習の振興」「2050年カーボンニュートラルの実現」「『きれいで豊かな海』の実現と良好な生活環境の保全」「循環型社会の構築」について重点的に取り組みます。

(1) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

県民の皆さんとの連携により、交通事故の防止や消費生活の安全確保、地域防犯力の向上、犯罪被害者等支援の推進等に取り組み、くらしの安全・安心の実感を高めます。

性被害への対応については、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制の強化に加え、誰にも相談できずに一人で苦しんでいる被害者への支援や、子どもの性被害の未然防止に取り組みます。

(2) 人権が尊重され、誰もが参画できるダイバーシティ社会づくり

県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等にかかわらず、 誰もが希望を持って挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた 取組を進めます。

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づいて相談体制を 充実させるとともに、人権啓発やインターネット上の人権侵害対策を講じるなど 総合的な対策を推進します。

(3) 文化と生涯学習の振興

「三重県文化振興条例(仮称)」とあわせて、今後の文化振興に係る具体的な方向性を定めた「三重県文化振興計画(仮称)」の策定に取り組むとともに、県立文化施設を中核とした三重の新たな文化体験事業の構築に取り組みます。

また、三重の持つ多様で豊かな自然と歴史・文化を体験する展覧会や近現代を 代表する画家を紹介する企画展、魅力的な公演等を開催することにより、県民の 皆さんが文化芸術にふれる場を提供します。

(4) 2050 年カーボンニュートラルの実現

さまざまな主体と連携して、カーボンニュートラルの実現に向けた社会全体の 行動変容を促し、太陽光発電等の導入による創エネやエネルギーの地産地消など、 環境、経済、社会の統合的向上をめざした暮らしと地域の脱炭素化を進めます。

(5)「きれいで豊かな海」の実現と良好な生活環境の保全

従来の水質の「きれいさ」に加え、生物生産性や生物多様性にも配慮した「きれいで豊かな海」の実現に向け、さまざまな主体と連携し、総合的な施策を推進します。また、良好な生活環境の保全に向けて、海ごみの発生抑制や回収・処理、生活排水処理施設の整備率の向上に取り組みます。

(6) 循環型社会の構築

持続可能な循環型社会の構築をめざし、市町、事業者、NPO等のさまざまな主体とのパートナーシップを強化し、新たな知見や技術を積極的に活用することにより、廃棄物の「3R+R」の促進や廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。

また、「脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興」として、CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の取組を促進します。

環境生活部 くらし・交通安全課

1、3、4 くらし安全班、交通安全班:224-2664

消費生活センター班 : 224-2400

県民の皆さんとの連携により、交通事故の防止や消費生活の安全確保、地域防犯力の向上、犯罪被害者等支援の推進等に取り組み、くらしの安全・安心の 実感を高めます。

性被害への対応については、「みえ性暴力被害者支援センター」よりこしの相談体制の強化に加え、誰にも相談できずに一人で苦しんでいる被害者への支 援や、子どもの性被害の未然防止に取り組みます。

1 交通事故のない社会の実現

交通弱者の交通事故防止事業【1.628千円】

交通事故を自らの問題としてとらえられるよう、特に高齢者 や自転車利用者等の交通弱者を対象に、スケアード・ストレイ ト方式を取り入れた参加・体験・実践型の啓発等を実施します。 また、「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知と充実を図 り、運転免許証を返納しやすい環境を構築します。



飲酒運転 0 をめざす推進運動事業【3,196千円】

「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」をふまえ、飲酒運転の根絶 に関する教育および知識の普及・啓発を行います。また、飲酒運転違反者に対し て、アルコール依存症に関する受診義務の通知、勧告、再勧告を行うとともに、 飲酒運転とアルコール問題に関する相談窓口を運営し、飲酒運転の根絶を図りま す。

2 消費生活の安全確保

0

消費者啓発事業【20,073千円】

消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けて、霊感商法等の悪質商法対策等を テーマとした「消費生活出前講座」等の開催や、さまざまな媒体の活用による情報 提供など、各世代に応じた方法による消費者啓発・消費者教育に取り組みます。 また、エシカル消費の意識の定着を図るため、関係機関と連携して普及啓発を行 います。

相談対応強化事業【25,286千円】

県消費生活センターの相談員の資質向上を図り、県民の皆さん からの相談に迅速かつ適切に対応します。

(8)





☎消費者ホットライン

3 安全・安心なまちづくり

犯罪被害者等支援事業【6.428千円】

「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等に寄り添った 各種支援施策を推進するとともに、関係機関・団体が相互に連携する総合的な 支援体制を整備します。また、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないよ う、県民の皆さんの理解促進を図ります。

4 性被害を防ぎ、被害者に寄り添った取組の充実

性犯罪・性暴力被害者支援事業【22,560千円】

「よりこ」において、相談件数の急増等に対 応するため相談体制の強化を図るほか、引き続 き、電話相談やSNS相談、付き添い支援等に 取り組むとともに、関係機関等と連携しながら 被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ります。 また、認知度向上のための広報啓発を行います。



(新)「よりこ」潜在性被害者支援・相談支援機能強化事業 【9.257千円】

子どもを性被害から守るため、防犯アプリの活用を促進します。 また、誰にも相談できずに一人で苦しんでいる被害者を「よりこ」への相談 につなげるため、SNS等を活用したターゲットを絞った広報啓発を実施します。

(新)子どもを性被害から守る!性被害に遭わせない!事業 【4.427千円】

子どもの性被害を未然に防止するとともに、発生時に関係者が確実に対応・ 支援できるよう、教職員を対象にした研修や市町、関係機関等職員の対応力強 化に取り組みます。

人権が尊重され、誰もが参画できるダイバーシティ社会づくり

環境生活部

1 人権課 : 224-2278

2 ダイバーシティ社会推進課(男女共同参画班):224-2225

ダイバーシティ社会推進課(多文化共生班) : 222-5974

マスコットキャラクタ-**ミッコロ**

県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等にかかわらず、誰もが希望を持って挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現 に向けた取組を進めます。

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づいて相談体制を充実させるとともに、人権啓発やインターネット上の人権侵害対策を講じるなど総合的な対策を推進します。

MieCo

1 差別解消条例をふまえた人権総合対策

(新)差別解消条例推進事業【12,578千円】

人権問題を円滑かつ適切に解消するため、人権センターにアドバイザーを配置し、相談者に寄り添った質の高い相談体制を構築します。

また、不当な差別に係る紛争解決のため、「三重県差別解消調整委員会」を 設置・運営します。

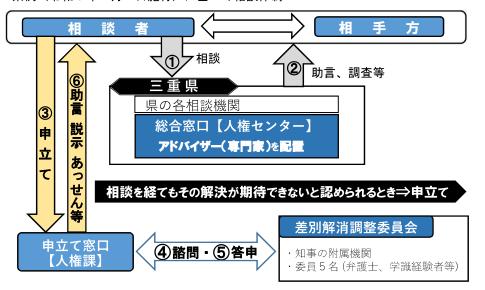
人権啓発事業【20.534千円】

県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会等の開催やスポーツ組織との連携による啓発等を行うとともに、地域の実情に応じた啓発活動を展開することができるよう、市町の取組に対する支援を行います。

インターネット人権モニター事業【2,120千円】

インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請を行うとともに、差別事象の分析を行います。また、モニタリング説明会を実施し取組の充実を図るとともに、差別的な書き込みなどを未然に防止するための啓発に取り組みます。

条例(令和5年4月1日施行)に基づく相談体制



2 誰もが参画できるダイバーシティ社会づくり

みえの輝く女子プロジェクト事業【3,331千円】

女性が活躍できる環境整備に向けて、一般事業主行動計画の策定支援やグループワークを通じて企業の取組改善を支援します。

外国人住民の安全で安心な生活への支援事業【39,791千円】

みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)において、外国人住民の生活全般に関わる相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。

性の多様性を認め合う社会推進事業【7,982千円】



イベントや企業向け研修など、性の多様性に関する理解促進を図るとともに、相談窓口の運営や当事者等の交流会の開催、パートナーシップ宣誓制度を運用します。

外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業【27,241千円】

行政、日本語教室、企業など各主体間のネットワークを強化し、外国人住民のさまざまなニーズをふまえた日本語学習の機会の提供につなげるなど、地域日本語教育の体制整備を推進します。

環境生活部

文化振興課: 224-2176

「三重県文化振興条例(仮称)」とあわせて、今後の文化振興に係る具体的な方向性を定めた「三重県文化振興計画(仮称)」の策定に取り組むととも に、県立文化施設を中核とした三重の新たな文化体験事業の構築に取り組みます。

また、三重の持つ多様で豊かな自然と歴史・文化を体験する展覧会や近現代を代表する画家を紹介する企画展、魅力的な公演等を開催することにより、 県民の皆さんが文化芸術にふれる場を提供します。

1 文化振興施策の推進

文化活動連携事業【21,102千円】

「三重県文化振興条例(仮称) | とあわせて「三重県文化振興計画(仮称) | の策定に取り組み、文化施策を総合的・計画的に推進します。また、優れた文化 活動を行う個人・団体を「三重県文化賞」により顕彰します。

2 文化についての理解を深める機会の創出

(新)県立文化施設を中核とした三重の新たな文化観光構築事業【12.779千円】

斎宮を核とした文化体験ルートを設定し、三重の文化について理解を深める機会 を創出するとともに、さまざまな媒体を活用し、その魅力を効果的に発信していき ます。

- ・MieMu、斎宮歴史博物館を訪問し てから、斎宮、伊勢神宮を巡る文 化体験に相応しいモデルルートを 設定
- ・いつきのみや歴史体験館、さいく う平安の杜などで実施する斎宮に まつわる体験を実施
- ・斎宮跡等について、ショート動画 等で情報発信



3 県立文化施設の主な企画展等 (展覧会の名称は仮称)

総合博物館展示等事業【50.037千円】

『親鸞と高田本山 専修寺国宝からひろがる世界』 『高畑勲展 日本のアニメーションに遺したもの』 『鳥のひみつ調べ隊!~みて、きいて、ふれて~』 などの多彩な企画展を開催します。





(専修寺蔵)・Studio Ghibli・NDHDMTK

美術館展示等事業【74,077千円】

『小野竹喬(おのちっきょう)展』 『日根野作三(ひねのさくぞう)展』 『絵本原画の世界展』『洋画の青春展』 などの幅広い分野の 展示を行います。



小野竹喬 《樹間の茜》



日根野作三 《牛》

斎宮歴史博物館展示・普及事業【9.694千円】

『海の祈りー海浜の神社と伊勢神宮ー』 『斎宮・常設展示室「斎宮寮」』 『花愛づる人々一歌と宴と一』 などのより深く斎宮の魅力を伝える展示を 行います。



伊勢神宮の海の祭祀 「贄海(にえうみの)神事|

生涯学習センター事業【9,701千円】



文化会館事業【69,847千円】

『ウィーン少年合唱団 「天使の歌声」』 『ヘンゼルとグレーテ ル スライドコンサー ト』など、多彩で魅力 的な文化芸術公演を開 催します。



スライドコンサート

NHK「みんなで筋肉体 操 しでおなじみ、 順天堂大学の谷本 道哉 さんにお話しいただく など県民の皆さんの学 びにつながる事業を展

開していきます。



谷本 道哉 さん

 ∞

【所管事項説明

さまざまな主体と連携して、カーボンニュートラルの実現に向けた社会全体の行動変容を促し、太陽光発電等の導入による創工ネやエネルギーの

家庭の脱炭素

地産地消など、環境、経済、社会の統合的向上をめざした暮らしと地域の脱炭素化を進めます。

産業振興

(一部新) 脱炭素社会推進事業【32.054千円】

■(新)脱炭素社会づくり推進

脱炭素に意欲的な企業と住民、行 政等が連携し、地域の脱炭素化に必 要な再エネの創出と利用の促進によ り、地域課題の解決にも資する取組 を検討

■ (新)太陽光発電設備等共同調達 による導入促進

住宅等への太陽光発電設備等の導 入を加速させるため事業者と連携し、 共同調達により価格を低減して導入 を促進

- ■「ミッションゼロ2050みえ」推進
 - ・中小企業の脱炭素経営の取組支援(4件程度)
 - ・COOL CHOICE (再配達削減等) の推進
 - ・県内産再エネの利用促進

■電気自動車等活用推進

県有施設に設置した電気自動車用充電器を運用し、利便性の向上による電気自動車への転換を促進

の活用

Mission 74 = RO 2050 Mie

地域脱炭素ビジョンの策定

地球温暖化対策普及事業【14.930千円】

■地球温暖化対策推進

気候変動適応

- 事業者の脱炭素に関する取組状況等を実地調査し、情報提供や 助言等により、事業者の更なる自主的な取組を促進
- 「三重県地球温暖化対策総合計画」の進捗状況の評価等

工業プロセス部門 **廃棄物部門** 2.8% エネルギー転換部門 運輸部門 産業部門 家庭部門 55.1% 10.0% 業務その他部門 10.4%

■気候変動適応の取組の促進

気候変動影響レポート2023を作成

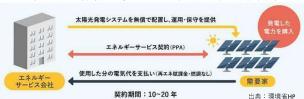
- 「三重県気候変動適応センター」と連携 し、県内の気候変動影響等に関する情報 を収集、整理・分析、発信
- 気象台と連携した気候講演会の開催等に よる普及啓発

短時間で降る大雨 厳しい夏の暑さ

(新) 県有施設脱炭素化推進事業【234.380千円】

■(新)再エネ導入の推進

初期投資が不要なPPA(電力販売契約)を活用し、県有 施設への太陽光発電設備の導入により使用電力を脱炭素化



■ (新) ゼロカーボンドライブの推進

E V の導入と併せて、 ソーラーカーポートと 蓄電池を整備し、 創エネ・蓄エネによる ゼロカーボンドライブを 実現

出典:中国電力HP (t-CO₂) 60,000 ▲23% これまでの取組 さらなる取組! 58 930 45,391 2013 2021 2030

■計画の推進 三重県脱炭素社会 推進本部で各部局の 脱炭素に関する取組 30,000-の進捗管理

環境配慮取組 行動の推進

(三重県脱炭素社会推

本

環境影響・公害審査 事業【1.133千円】

風力発電の導入等につ いて、周辺環境と調和し た開発となるよう環境ア セスメント制度の適切な 運用等

環境学習情報センター 運営事業【32.070千円】

県環境学習情報センター を拠点とした環境講座や環 境保全に関するイベントの 開催、指導者の育成等

カ

ボンニュ

ートラル

の実現

【所管事項説明

「きれいで豊かな海」の実現と良好な生活環境の保全

環境生活部環境共生局 大気·水環境課

: 224-2380

従来の水質の「きれいさ」に加え、生物生産性や生物多様性にも配慮した「きれいで豊かな海」の実現に向け、さまざまな主体と連携し、総合的な施 策を推進します。また、良好な生活環境の保全に向けて、海ごみの発生抑制や回収・処理、生活排水処理施設の整備率の向上に取り組みます。

1 「きれいで豊かな海」の実現と「海ごみ対策」の推進

「きれいで豊かな海」推進事業 【16,614千円】

第9次水質総量削減計画に基づき、「きれいで豊かな海」の実現に向け、関係部局と連携のもと、各種関連施策の推進と調査研究を実施します。

【主な取組】

- ・県内下水処理場の栄養塩類管理運転の試行
- ・藻場、干潟および浅場の保全・再生等の推進
- ・各種取組の効果検証と施策へのフィードバック

河川等公共用水域水質監視事業 【22,803千円】

公共用水域等の継続的な水質監視を行うことにより、県内の河川、海域及び地下水の環境基準の達成状況や推移を把握し、その結果を施策に反映させ、総合的な水環境の保全を図ります。



広域連携・多様な主体との連携を 推進

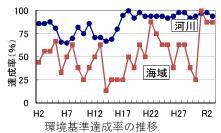
海岸漂着物対策推進事業 【82,322千円】



「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、発生抑制対策や海ごみの回収・処理の効果的な取組を検討・実践します。 **愛知県** 伊勢湾流域圏で連携のもと、効果的に海ごみ対策を実施するため、広域的な地域計画を策定します。

【主な取組】

- ・市町等が実施する海ごみ等の回収・処理の支援
- ・海岸漂着物モニタリング調査
- ・啓発動画やSNS等を活用した普及啓発活動
- ・流域圏の市民等による、広域的な清掃活動の推進





海岸漂着ごみ(奈佐の浜)

2 生活排水処理施設の整備促進

浄化槽設置促進事業補助金 【131,629千円】

生活排水処理施設の整備率の向上を図るため、市町に対して助成し、単独 処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

生活排水総合対策指導事業 【7,122千円】

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき関係部局と連携のもと、 進捗管理を行い、地域の実情をふまえた生活排水処理施設の整備の促進を図 ります。また、改正「浄化槽法」に対応した新たな浄化槽台帳システムを構 築します。

循環型社会の構築

環境生活部環境共生局

1、2、3資源循環推進課: 224-33103廃棄物対策課: 224-24833廃棄物監視・指導課: 224-2388

持続可能な循環型社会の構築をめざし、市町、事業者、NPO等のさまざまな主体とのパートナーシップを強化し、新たな知見や技術を積極的に活用することにより、廃棄物の「3R+R」の促進や廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。

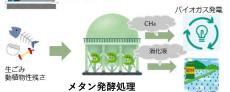
また、「脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興」として、CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の取組を促進します。

1 「3R+R」の促進

地域循環高度化促進事業【202,052千円】

産業廃棄物の発生抑制、循環的利用、減量化に加え、新たに地球温暖化対策に資する設備導入等に対して、その経費の一部を補助します。





設備導入、研究開発(導入可能性調査等)

循環関連産業振興事業【27.191千円】

循環関連産業の振興 を図るため、経営層や 担当者といった階層ご との人材育成、DXの 推進、新規事業支援に 取り組みます。



食品ロス削減推進事業【13.006千円】

まだ食べられる食品 の活用により生活困窮 者等を支援する食品提 供システム「みえ~ る」の参加企業・団体 を拡大します。



2 脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興

(一部新)プラスチック対策等推進事業【36,715千円】

プラスチックのマテリアルリサイクルを促進するため、 排出事業者とリサイクル事業 者とのオンライン上のマッチングシステムを新たに構築します。



(新) CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業 【13.346千円】

使用済み太陽光パネルや廃リチウムイオン電池等について、関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、処理実態の把握と将来の排出見込みを推計します。





ル リチウムイオン電池

3 廃棄物処理の安全・安心の確保

(一部新) 災害廃棄物適正処理促進事業 【14.594千円】

市町や関係団体と共に 仮置場を設置・運営する 実地訓練を新たに実施す る等、人材育成を進めま す。



不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業 【82,421千円】

不法投棄等通報システム等の活用に加え、引き続き自動運用型ドローンによる監視手法を検討します。



自動運用型ドローン活用の検証

環境修復後の保全管理事業【63,400千円】

行政代執行による環境修復 後の4事案等について、生活 環境保全上の支障が生じてい ないことを確認するため、モニタリング等を実施します。



令和5年度 三重県一般会計予算(環境生活部関係)

(単位:千円、%)

		(1			
施策番号	施策名	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	差引増減額	増減率
— • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		Α	В	в-а	(B-A)/A
3-2	 交通安全対策の推進 	54,117	59,094	4,977	9.2
3-3	消費生活の安全確保	74,748	70,354	▲ 4,394	▲ 5.9
4-1	脱炭素社会の実現	566,633	898,906	332,273	58.6
4-2	循環型社会の構築	3,636,903	1,102,811	▲ 2,534,092	▲ 69.7
4-4	生活環境の保全	573,054	561,798	▲ 11,256	▲ 2.0
12-1	人権が尊重される社会づくり	457,433	426,420	▲ 31,013	▲ 6.8
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	56,528	68,847	12,319	21.8
12-3	多文化共生の推進	97,977	96,376	▲ 1,601	▲ 1.6
16-1	文化と生涯学習の振興	2,577,972	2,618,839	40,867	1.6
	当部主担当施策 計	8,095,365	5,903,445	▲ 2,191,920	▲ 27.1
(1-2)	地域防災力の向上	8,535	8,538	3	0.0
(3-1)	犯罪に強いまちづくり	7,877	6,988	▲ 889	▲ 11.3
(3-4)	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	348	390	42	12.1
(11-4)	水の安定供給と土地の適正な利用	1,389,204	2,021,313	632,109	45.5
(14-6)	学びを支える教育環境の整備	5,362,649	5,488,675	126,026	2.4
(15-1)	子どもが豊かに育つ環境づくり	3,099,130	2,986,601	▲ 112,529	▲ 3.6
(行政運営1)	総合計画の推進	67,584	67,090	▲ 494	▲ 0.7
	他部主担当施策 計	9,935,327	10,579,595	644,268	6.5
施策外	人 件 費 等	2,479,892	2,524,807	44,915	1.8
	環境生活部合計	20,510,584	19,007,847	▲ 1,502,737	▲ 7.3

注① 施策番号の()は、他部が主担当の施策です。 注②「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

Ⅲ 主要施策

1 三重県環境基本計画に基づく環境施策の推進について

環境生活総務課

1 概要

「三重県環境基本計画」(以下「環境基本計画」)は、「三重県環境基本条例」に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、2020年(令和2年)3月に、議会の議決を経て全面的な改定を行いました。計画では、目標年度を2030年度とし、SDGsの考え方も取り入れながら、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現をめざすこととしています。

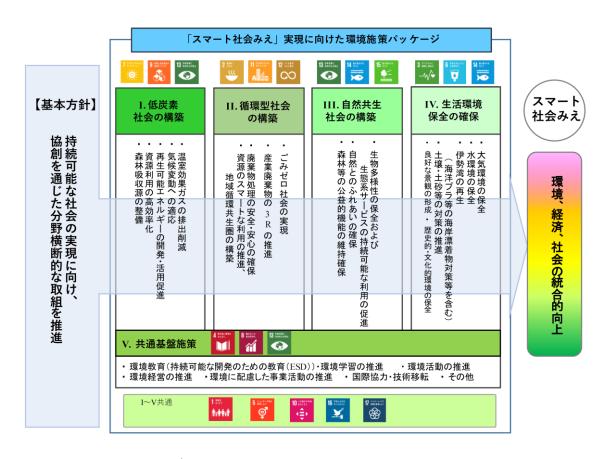


図1 環境基本計画に基づく施策体系等

参考: 関連する主な個別計画

施策 I:「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和3年3月策定、令和5年3月改定)

施策Ⅱ:「三重県循環型社会形成推進計画」(令和3年3月策定)

施策IV:第9次水質総量削減計画(令和4年10月策定)

2 計画の推進

環境基本計画に基づく取組を着実に実施するため、県、学識経験者、取組の主体となる県民や事業者等で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、さまざまな主体との連携を通じた分野横断的な取組について検討を進めています。また、環境基本計画の施策ごとの主な取組の成果や課題等については、年次報告書(三重県サステナビリティレポート)としてとりまとめのうえ、三重県環境審議会および県議会に報告するとともに、県ホームページで公表しています。

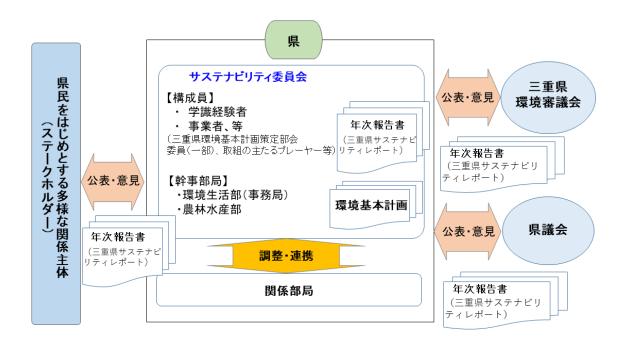


図2 推進体制および進行管理

2 私学教育の振興について

私学課

1 現状

私立学校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等・高等教育において、大変重要な役割を果たしていることから、県においては、私立学校の教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るための各種助成等を行っています。

また、県立高校と私立高校の募集定員等については、公教育における双方の役割を十分勘案しながら策定する必要があるため、公立高校、私立高校の代表者や学識経験者等をメンバーとする「三重県公私立高等学校協議会」の場で、毎年、協議のうえ策定しています。

2 課題

中学校卒業者数は、令和5年3月から令和10年3月までの5年間で、約1,300人減少することが見込まれ、私立学校の経営環境は、大変厳しい状況となっていることから、私立学校の特色化・魅力化の促進や保護者の負担軽減が求められています。また、中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の皆さんの理解が得られるよう、募集定員を策定する必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 私立学校および保護者への支援

私立高等学校等振興補助金(経常的経費に係る補助)等により、引き続き私立 学校の経営を支援していきます。なお、「若者の県内定着」につながるキャリア教 育の取組については、特別配分を行うことにより支援していきます。

また、就学支援金(授業料)、奨学給付金(授業料以外)等により、保護者の経済的負担の軽減を図っていきます。なお、就学支援金については、加算対象となる世帯の年収上限額(約590万円以上)の引上げを国に要望していきます。

(2) 県立高校と私立高校の募集定員等

私立高校は、生徒急増期に中学生の進路保障に大きな役割を果たした経緯があり、建学の精神に基づき、県立高校にはない個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開しています。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、中学校卒業者数の減少の中にあっても、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図っていきます。

く参 考>

表 1 令和 5 年度私学関係当初予算(事業費ベース)

(単位:千円、%)

(単位:円、%)

細事業名	当初予算額※	前年度比
私立高等学校等振興補助金	5, 166, 175	102. 2
私立特別支援学校振興補助金	236, 298	106. 3
私立専修学校振興補助金	62, 660	101.9
私立外国人学校振興補助金	8,000	88.9
私立高等学校等就学支援金交付事業費	2, 672, 887	96. 5
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	188, 502	102. 1
私立専門学校授業料等減免補助金	124, 501	86. 1
その他私学関連予算	16, 253	105. 7
合 計	8, 475, 276	100. 2

[※]令和5年度当初予算は、交付税措置額の判明時期が遅れたため、前年度までの伸び率等を勘 案した仮の単価で積算。

表2 私立高等学校等振興補助金生徒一人当たり補助単価の比較

学校数 令和4年度 令和5年度 前年度比 高校(全日制) (中等教育学校後期課 14 353, 960 358, 077 101.2 程を含む) 高校 (狭域通信制) 4 80,082 80,988 101.1 中学校(中等教育学校 10 342, 149 346, 101 101.2 前期課程を含む) 小学校 2 340, 566 344, 504 101.2 (高等部) (高等部) (高等部) 1, 854, 838 1,872,500 101.0 特別支援学校 1 (小中学部) (小中学部) (小中学部) 1,841,180 1, 858, 624 100.9

表3 県内中学校卒業者数の推移予測

	令和5年3月	令和10年3月	令和13年3月
県内中学校卒業者数(見込)	16,044 人	14,717 人	14,006 人
令和5年3月からの減少者数	_	▲1,327人	▲2,038人

[※]令和4年5月1日教育政策課調べをもとに私学課で加工

今後、令和5年度の12月補正予算において、表2の令和5年度単価により補正を行う予定。

3 文化・生涯学習の振興について

文化振興課

1 現状

「新しいみえの文化振興方針」(平成26年11月策定、対象期間:令和5年度まで)等に基づき、「文化にふれ親しみ、創造する機会の充実」と「学びとその成果を生かす場の充実」に取り組んでいます。

また、文化施策を継続的、総合的に推進するため「三重県文化振興条例(仮称)」の制定に向けた取組を進めており、令和5年3月、三重県文化審議会から条例案の答申を受けました。

(1) 文化・生涯学習の振興

三重の多様で豊かな自然や歴史・文化等をテーマとする展覧会や魅力的な公演を開催することにより、県民の皆さんが文化にふれ親しむ機会を提供するとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくり等により、さまざまな主体の文化活動を促進しています。

また、講座やセミナー、アウトリーチ等により学習機会を提供するとともに、生涯学習に取り組む主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組んでいます。

(2) 県立文化・生涯学習施設の状況

① 三重県総合文化センター(三重県文化会館、三重県生涯学習センター)

県文化会館では、オペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで、多彩で魅力的な芸術性の高い公演を開催するほか、アウトリーチ活動や人材育成などを行っています。

県生涯学習センターでは、高等教育機関や市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、県内のさまざまなアーティストや専門機関と協働して、次代の文化を担う子どもたちに、優れた文化・芸術との出会いを提供しています。

② 三重県総合博物館

県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、さまざまな主体との連携の視点で、資料の収集・保管・展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行っています。

また、歴史資料として重要な情報が記録された文書等(特定歴史公文書等)を保存し、県民の皆さんの利用(閲覧、複写、レファレンス等)に対応しています。

③ 三重県立美術館

県立美術館では、江戸時代以降の三重にゆかりの深い作家の作品や明治時代以降の近代洋画の流れをたどることができる作品等について展示するとともに、後世へ伝えるため長期的な保存を行っています。また、美術資料の調査、研究による成果を展覧会、講演会、美術セミナーや出版物を通じて発表するとともに、学校教育と連携した教育普及活動等を行っています。

④ 斎宮歴史博物館

斎宮歴史博物館では、斎宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行うとともに、史跡斎宮跡の学術的な発掘調査を進めています。近年、飛鳥・奈良時代における「初期斎宮」について解明が進みつつあり、国内外の多くの方に、斎宮の歴史的・文化的価値や魅力を知っていただけるよう、明和町や関係団体等の地域の方々と連携・協力しながら、積極的な情報発信等に取り組んでいます。

⑤ 三重県立図書館

県立図書館では、三重県関係の図書資料の充実、読書活動や課題解決の支援を行うとともに、全ての県民の皆さんが質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、 県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、県全体の 図書館サービスの向上に取り組んでいます。

2 課題

- (1) 人口減少や少子高齢化等により文化を担い継承する人材の不足が進むとともにコロナ禍による文化活動の停滞など、文化を取巻く社会環境の変化をふまえ、県民の皆さんの文化に対する気運の醸成を一層図るため、新たな文化施策の策定を進める必要があります。
- (2) 文化は、自らのアイデンティティの基盤としての役割をもち、人びとの感性や想像力を高め心の豊かさを育むものであることから、県民の皆さんが主体的に三重の文化にふれ親しむ環境づくりが必要です。
- (3) 県立文化施設を三重の文化の拠点として、歴史・文化資源の価値を一層高めるとと もに、活用することで観光振興や地域の活性化につなげていく必要があります。
- (4) ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場や、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場を提供するなど、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。

3 今後の取組方向

- (1) 県の文化振興に関し、その基本理念や基本的施策などを定めた「三重県文化振興条例(仮称)」とともに、具体的な振興方策を定めた「三重県文化振興計画(仮称)」の策定に取り組み、文化施策を総合的・計画的に推進していきます。
- (2) 三重の多様で豊かな自然と歴史・文化等をテーマとした展示や多彩で魅力的な文化芸術公演を開催するなど、文化にふれ親しむ機会の充実を図るとともに三重県文化賞の実施や県内各地域の文化活動等の情報を収集し発信することなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。
- (3) 県立文化施設を「三重の歴史や文化を知る・学ぶ拠点」として位置付けた上で、斎宮をはじめ伊勢神宮ゆかりの地を巡る文化体験ルートを設定し、三重の文化について理解を深める機会を創出するとともに、さまざまな媒体を活用し、その魅力を効果的に発信します。
- (4) 県生涯学習センターにおいて、高等教育機関等と連携した講座やセミナーを開催し 多様な学習の機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちにすぐれた文化 を体験できる事業を実施します。また、地域において生涯学習分野で活躍する方々を 支援するための研修会を開催します。

4 人権施策の総合的な推進について

人権課

1 現状

(1) 人権施策の総合的な推進

人権施策を総合的かつ計画的に進めるために策定した「三重県人権施策基本 方針」および「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、 人権施策を推進しています。

昨年5月に施行された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例(以下、「条例」)」に基づく取組を進められるよう体制を整えています。

(2) 県人権センターの取組

県人権センターにおいては、施設内の展示等に加えて、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発やイベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。

また、人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催しています。

表 県人権センターにおける相談件数の推移

年度	H30	R元	R 2	R 3	R 4
件数	620	562	798	904	813

2 課題

(1)人権啓発

県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。特に、インターネット、SNS上でのプライバシーの侵害や個人等への誹謗中傷、性的指向・性自認に関する人権等、新たに顕在化してきた人権課題もあります。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

(2)条例の施行

条例に基づく相談・紛争解決体制が令和5年4月から施行となり、相談対応を迅速かつ的確に行うため、県人権センターに弁護士等のアドバイザーを配置しました。相談者に寄り添った対応が行えるよう、県人権センターをはじめとした相談窓口の職員の資質向上を図っていく必要があります。

また、相談対応では解決に至らなかった差別事案に係る「助言・説示・あっせん」の知事への申立てについて、調査審議を行う三重県差別解消調整委員会を設置しました。令和5年5月8日に第1回委員会を開催し、今後の審議方法の確認等を行ったところです。申立てがあった際には、迅速に調査審議し、当事者間の問題解決につなげていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 効果的な人権啓発の推進

県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、県人権センターにおいては、啓発ポスターや啓発物品の作成、テレビ・ラジオでのスポット放送を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、被差別当事者等による講演会、絵本の読み聞かせなどの「感性に訴える啓発」等、効果的な手法を活用します。開催方法等についても工夫を行い、人権啓発の推進に取り組みます。

また、学習会や講演会等に一度も参加したことのない方に参加してもらえるよう、講演会のオンライン開催や社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会に講師を派遣します。

さらに、インターネット上の差別についても、SNSを活用した効果的な人権啓発を実施するなど、その発生防止を図ります。

(2)条例への対応

相談機関の相談員等を対象とした研修を実施し、その資質向上を図るとともに、相談窓口の連携を強化し、相談者に寄り添った相談対応に努めます。

また、新たな条例に基づく人権施策基本方針および行動プランについては、 今年度中の改定に向け、これまでの取組の成果等を検証し、近年顕在化してい る課題等をふまえ、今後の取組方向を明確にしていきます。

【今後のスケジュール(案)】

令和5年6月 常任委員会(基本方針骨子案)

8月 第2回三重県人権施策審議会

10月 常任委員会(基本方針中間案・行動プラン骨子案)

11月 第3回三重県人権施策審議会

12月 常任委員会(行動プラン中間案)

令和6年1月 第4回三重県人権施策審議会

2月 定例月会議(基本方針最終案(議案))

3月 常任委員会(基本方針最終案・行動プラン最終案)

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例 概要 別紙1

1 目的

不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される 社会の実現を図ること

2 定義

不当な差別:人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利

利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するもの

人権侵害行為:不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害

する行為(インターネットを通じて行われるものを含む)

人権問題:人権侵害行為その他の人権に関する問題

3 基本理念

- ①社会のあらゆる分野において人権が尊重されること
- ②対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消 を図ることが重要であること
- ③不当な差別その他の人権問題の解消に当たって 障壁となるような社会における制度、慣行、観念等 の改善を図ること
- ④人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その 解消を図ること
- ⑤人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、 及び人権侵害行為を受けた者等の心情等を理解 することを社会として促進すること
- ⑥人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていくこと
- ⑦不当な差別その他の人権問題の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること

不当な差別をはじめとする人権侵害行為等の禁止

一何人も、不当な差別をはじめとする - 人権侵害行為をしてはならない

※人種等の属性の識別情報の摘示行為の禁止も規定

4 責務等

- ○県の責務 ○県民の責務 ○事業者の責務
- ○特定電気通信役務提供者(プロバイダ等)の責務
- ○県の公務員の責務 ○県と市町との協働

5 人権施策基本方針

人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 人権施策基本方針を策定

6 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

相談体制

不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制

- ・県は、人権問題に関する相談に応じなければならない
- ・県は、相談があったときは、 助言、調査、関係者間の 調整その他の必要な対応 等を行う
- ・相談対応での解決が困難な不当な差別に係る紛争について、知事による 助言・説示・あっせんの手続を整備
- ・知事は、必要に応じて、第三者機関(三重県差別解消調整委員会)に諮問
- ・不当な差別を行ったと認められる者が、正当な理由なく助言・説示・あっせん に従わないときは、知事が勧告を行う
- ・関係者の秘密を除いて助言・説示・あっせん・勧告の状況を公表

7 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策

○人権教育及び人権啓発 ○人権侵害行為による被害の救済 ○実態調査 ○情報の収集、蓄積及び分析 ○インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止 ○災害等の発生時における人権侵害行為の防止等

8 三重県人権施策審議会

9 その他

人権施策基本方針その他人権施策につい て調査審議するため、三重県人権施策審 議会を設置 施行期日 令和4年5月19日 「6 不当な差別その他の人権問題を解消するた」 めの体制の整備」の規定は、令和5年4月1日 」 検討規定

条例施行後おおむね4年ごとに検討

「人権が尊重される三重をつくる条例」を全部改正!

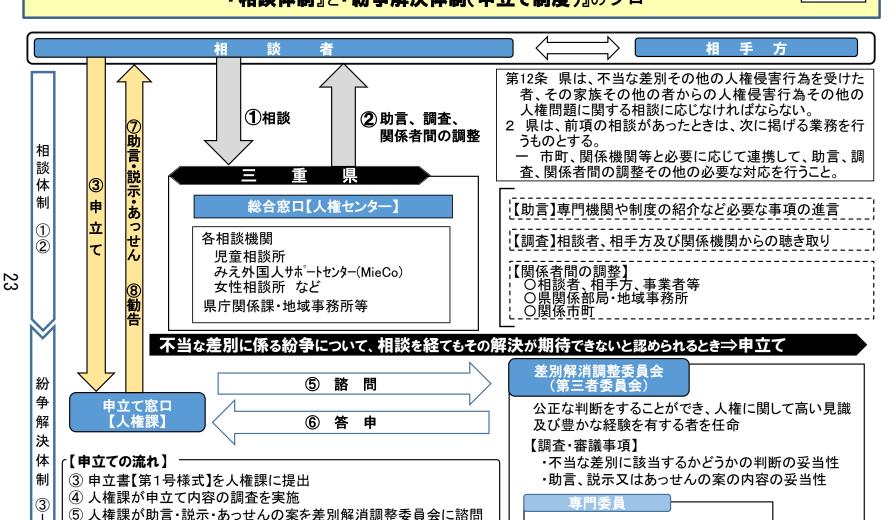
⑥ 同委員会より答申

勧告を実施

⑦ 相手方に対して助言・説示・あっせん

⑧ 助言・説示・あっせんに従わない場合、相手方から意見聴取のうえ

別紙2



【所管事項説明】

調整委員会に、差別事案に係る専門の

事項を審議させるため専門委員を置く。

5 女性活躍の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

(1) 県の取組

県では、男女共同参画社会の実現に向けて、「第3次三重県男女共同参画基本計画」 (令和3年3月策定) および「第一期実施計画」(令和3年3月策定)(別紙)に基づき、女性活躍推進の取組を進めています。

県男女共同参画センター「フレンテみえ」(以下「フレンテみえ」)において、県民を対象とするセミナー等を開催し、男女共同参画意識の普及啓発を図るとともに、女性のための総合相談等を行っています。また、県内企業・団体等で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」(会員数576団体 令和5年3月31日現在)等と連携し、各企業等における女性活躍が進むようグループワークを通じた取組支援を行っています。

(2) 国の動向

令和4年4月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」)に基づく一般事業主行動計画の策定義務が、従来の常時雇用者数 301 人以上から、101 人以上へと対象が拡大されるとともに、同年7月からは男女の賃金差の公表が義務化(常時雇用者数 301 人以上)されています。

(3) 県内の女性管理職比率等

県内事業所の女性管理職の割合は13.9%(令和4年7月31日現在(対前年度比2.3 ポイント増加))、県・市町の審議会等における女性委員の割合は28.5%(令和4年4月1日現在(対前年比0.1 ポイント増加))となり徐々に比率は高くなってきていますが、指導的地位や政策・方針決定過程への女性の参画は、未だ十分とは言えない状況です。

また、賃金水準は全国比較すると女性の賃金(全国 24 位)は低くないものの男性の 賃金(全国 8 位)は高く、男性を 100 とした場合、女性は 71.1 で全国平均(75.2)を 下回っています(厚生労働省 令和 3 年 賃金構造基本統計調査)。

(4) 県民意識

令和元年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった考え方について、「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた割合が23.3%と、前回調査(平成27年度)から比較すると8.5ポイント減少し、改善しているものの、固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。

(5) コロナ禍における状況

内閣府の調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に女性の雇用面や生活面において、深刻な影響を及ぼしていることが報告されており、フレンテみえにおける令和4年度の女性相談の件数は2,383件(令和元年度2,105件、令和2年度2,616件、令和3年度2,516件)で、昨年度よりやや減少しているものの、高止まりしている状況です。

2 課題

根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消などの意識啓発に取り組むとともに、政策・方針決定過程への女性の参画や女性活躍の推進、男女間の賃金格差の解消が一層進むよう、関係機関・企業と連携し、職場環境の整備を推進していく必要があります。

また、コロナ禍以前と比べて女性相談の件数は増加しており、不安や困難を抱える女性に対する相談支援に取り組む必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 男女共同参画に係る総合的な取組と意識啓発

「第3次三重県男女共同参画基本計画」および「第一期実施計画」に基づき、各部局 と連携して、総合的に取組を実施します。

また、市町会議の開催などを通じて、市町と連携し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、フレンテみえにおいて、イベント、講座等の取組を通じた男女共同参画意識の一層の普及啓発を行います。

(2) 職業生活における女性活躍

県内企業・団体で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」のネットワークの拡大を図り、女性活躍の機運を醸成します。また、企業等と連携して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援や組織における意識改革、女性の人材育成・登用などに向けた取組支援を行うとともに、性別に関わらず活躍できる職場環境の整備が一層進むよう取り組みます。

(3) 不安等を抱える女性への対応

女性のための電話相談、心理相談やサポート講座の実施等、コロナ禍の影響により 不安や困難を抱える女性に寄り添った取組を行います。

特に関連する

別紙

第3次三重県男女共同参画基本計画 体系図 SDGs のゴール 5 ジェンダー平等を 実現しよう **(a)** 策 の 施 方 向 策 目標 基本方向 基 施 本 10 人や国の不平 をなくそう 全てに $\langle = \rangle$ 共通 ※下線部は「女性活躍推進法」に基づく都道府県 i I 推進計画に位置づける項目 17 パートナーシップ 1 目標を達成しよう * ※★部分は「性の多様性を認め合い、誰もが安心 して暮らせる三重県づくり条例」に基づく計画 に位置づける項目 1) 女性の参画拡大に向けた企業等への支援 2) 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライ I-I 雇用等における フ・バランスの実現 女性活躍の推進 ★3) 誰もが能力を発揮できる環境の整備 女 職 2 ftmc 3 すべての人に 健康と福祉を 女性活躍の推進 職業生活における 4) 女性の再就職支援 **\$\$\$** 男 -M/÷ 1)農林水産業における方針決定の場への女性の 参画促進 Ⅰ-Ⅱ 自営業における 2) 農林水産業における女性の能力発揮に向けた 女性活躍の推進 8 録きがいも 経済成長も 9 産業と技術革業 基盤をつくろう 女 環境の整備 ı 3) 起業家等に対する支援 共 I-Ⅲ 仕事と子育て・ 1) 多様なニーズに対応した子育て支援 介護が両立できる 2) 男性の育児参画の推進 環境整備の推進 3) 介護を支援する環境の整備 同 Ⅱ-Ⅰ 政策・方針決定 1) 県の審議会等委員への女性の参画 参 基 推 男盤 進 女 過程への男女共同 2) 県における女性職員等の登用 盤 参画の推進 大共同参 3) <u>市町等への働きかけ</u> の 4 質の高い数 8 録きがいも 経済成長も 整 阃 備 ı Ⅱ-Ⅱ 男女共同参画に ★1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実 め画 関する意識の普及 ★2) 学校等における教育の推進 のを 社 と教育の推進 ★3) 生涯を通じた学習機会の充実 Ш 会 ★1) 自立のための支援 Ⅲ- I 3 サベての人に 健康と福祉を 多様な主体の参 1 賞図を なくそう 環 誰 ★2)多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備 画・活躍に向けた 境も ★3)女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災 η/• **⋒**¥₩₩ 支援と環境の整備 の実現が安心- \mathcal{O} 減災活動の推進 1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた 4 質の高い教育を 8 量きがいも 経済成長も Ⅲ-Ⅱ 家庭・地域におけ 生活への支援 実 る活動の推進と 2) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 て暮 健康の支援 ★3)性と生殖に関する健康支援の充実 ら 16 平和と公正をすべての人に 現 Ⅲ-Ⅲ 男女共同参画を ŧ ★1)関係機関の連携による支援体制等の整備 ī 阻害する暴力等に ★2)配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進 対する取組 ★3)性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進 ★ 1) <u>県の推進体制の充実と率先</u>実行 ★2) 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等 計画の推進 ★3) 市町、高等教育機関、企業・団体等との協創

★ 4)<u>男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実</u>

6 ダイバーシティ・性の多様性を認め合う社会の推進について ダイバーシティ社会推進課

1 現状

(1) ダイバーシティみえ推進方針

県では、ダイバーシティ社会*の実現をめざし、平成29年12月にダイバーシティ社会推進のための方針「ダイバーシティみえ推進方針~ともに輝く、多様な社会へ~」を策定し、県民の皆さんにダイバーシティの考え方(別紙1)の浸透を図る取組を進めているところです。

昨年度実施した e モニターアンケートでは、「ダイバーシティ」という言葉を知っている」という県民の割合が 58.3%となっています。

※ダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会のことをいいます。

(2) 性の多様性条例及び三重県パートナーシップ宣誓制度

ダイバーシティ社会の実現をめざし、多様性を認め合う社会づくりに向けて、多様な性的指向や性自認について、社会の理解が広がり、県全体で取り組んでいけるよう、令和3年4月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」(以下「性の多様性条例」)(別紙2)を施行するとともに、令和3年9月から「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しており、これまで51組の方々が宣誓されています(令和5年4月末時点)。

(3) 主な取組内容

ダイバーシティ社会や性の多様性について、県民の皆さんの理解促進を図るため、 啓発イベントや企業向けの研修等を実施するとともに、性の多様性に関する悩み等の 電話・SNS相談や当事者等の交流会を開催しました。また、市町・民間企業と連携 し、「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービスの拡充を図りました。

なお、性の多様性条例に基づく具体的な施策については、「第3次三重県男女共同参画基本計画」および「第一期実施計画」に位置づけるとともに、県男女共同参画審議会に設置した性の多様性に関する専門部会で評価のうえ、毎年一回、実施状況を県議会に報告しています。

2 課題

誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進のためには、さまざまな分野で県 民の皆さんの理解や共感が高まり、主体的な行動につなげていく必要があります。

また、性的指向や性自認が多様であることへの社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があることから、悩みを抱えている方々が安心して暮らすことができる環境づくりを推進していく必要があります。

3 今後の取組方向

ダイバーシティ社会の実現に向けて、全庁的に取組を展開するとともに、ダイバーシティをテーマとしたワークショップを開催し、県民の皆さんの職場、地域活動等における行動につながるよう取り組んでいきます。

また、多様な性的指向や性自認については、性の多様性条例に基づき、啓発イベントの開催等による一層の理解促進に取り組むとともに、電話・SNS相談の運用や当事者同士の交流会の実施、市町・民間企業と連携し「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービスを拡充するなど、当事者等が安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

別紙1

「ダイバーシティみえ推進方針」ともに輝く、多様な社会へ」の概要

ダイバーシティの風を 三重から起こす 2018~19# 2020

多様性を尊重し受け入れる素地がある という強みを生かし、チャレンジ! 実現を めざす

めざすダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」





タイバーシティは プラスであるという考え方

「ダイバーシティは、個人・組織・社会にとってプラス」

①違いを互いに受け入れる

→ 能力発揮

②違うことに価値を見いだす

→ 価値観・世界観の広がり

③違った能力が掛け合わされる

→ イノベーション(変革)

発想の転換や見直し

(ダイバーシティの視点)

「一歩先の未来に向けて6つの視点」

視点1 違いを知ること、伝えること

視点 2 交流を増やすこと

視点3 互いに支え合うこと

視点4 みんなができるという発想を持つこと

視点5 多様かつ柔軟なシステムとすること

視点6 違った目線、考え方を力とすること







今後の取組展開

~3つの推進の柱~

ダイバーシティの考え方の浸透 <u>~考え(意識)を変える</u>~ 交流・支え合いによる進化一个行動を変える~

参画・活躍に向けた変革 ~仕組みを変える~

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(概要)

令和3年3月23日公布、同年4月1日施行

性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、 前 暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、条例制定した旨を明記 文 条例は、性的指向及び性自認の多様性(性の多様性)を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、 目 各主体の責務・役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を規定 的 性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現への寄与を目的 性的指向・・・自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向 定 性自認・・・・・自己の性別についての認識 義 <施策のあり方> 性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進 基 ①人権尊重 ②社会参画の保障と個性・能力発揮 ③多様な生き方の選択 本 理 <社会の共通認識として明示> 念 ①性の多様性を認め合う⇒性の多様性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけない **②表明は本人の自由** ⇒カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない ③情報共有は同意が必要⇒本人の意に反して暴露(アウティング)してはいけない 県 市町 責務 県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携(県義務) 市町施策における必要な措置(努力義務) 教育に携わる者 役 教育活動での必要な措置(努力義務) 県民等は理解を深める(努力義務) 職場環境及び事業活動での必要な措置(努力義務) 事業者 県民 基本計画 三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告 広報・啓発 県民への広報・啓発活動 研修等の実施 県義務、市町、学校、事業者の努力義務(県の支援) 基 教育の推進 学校教育 社会教育 太 相談への対応等 県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 的 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応(学校、事業者等の努力義務、県の支援) 施 社会生活・社会 安心して学び、育つ環境づくり(県努力義務) 簚 参加における対 安心して働くことができる環境づくり(県努力義務) 安心して暮らすことができる環境づくり (県努力義務) 応 優良団体の顕彰 顕彰 社会情勢の変化等による見直し 附 則

7 多文化共生社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

(1) 外国人住民の状況

県内の外国人住民数は、平成 26 年から令和元年まで6年連続で増加し、令和 2 年からは2年続けて減少していましたが、令和 4年は増加に転じ、県内の外国人住民数は57,279人、県内総人口に占める外国人住民の割合は3.23%と、いずれも過去最高を更新しました。

県内総人口に占める外国人住民の割合は全国的にも高い水準にありますが、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえた入国制限の緩和等により、今後もさらに増加することが予想されます。

(2) 県民意識

多文化共生社会づくりを推進するためには、外国人住民と日本人住民が互いに認め合い、尊重しながらともに地域社会を築いていくという意識の醸成が求められますが、令和5年1月に実施した e モニターアンケートによると、「外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると感じる」と答えた県民の割合は37.9%にとどまっています。

(3)県の取組

県では、多文化共生社会の実現に向けて、令和2年3月に策定した「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期:令和2年度~令和5年度)」および令和3年3月に策定した「三重県日本語教育推進計画(令和3年度~令和5年度)」に基づき、総合的かつ計画的に取組を進めています。

外国人住民が地域社会の一員として受け入れられ、安心して暮らすことができるよう、国際交流協会やNPO、経済団体、市町等のさまざまな主体と連携し、多文化共生社会づくりに向けた啓発や、外国人住民の生活全般に渡る相談窓口の設置、日本語習得の機会の提供等に取り組んでいるところです。

また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症に関する受診やワクチン接種等の相談が増加したことから、平日に加え日曜日も相談窓口を開設するとともに、保健所における外国人住民の相談等に対応するため、外国語対応が可能な人材を2名配置し、保健所からの要請により多言語支援を行いました。

2 課題

外国人住民は、言葉や文化の違い等によりコミュニケーションが図りづらく、必要な情報が届きにくい状況です。国籍や文化的背景に関わらず、外国人住民が地域社会の一員として安心に暮らせるよう、国際交流協会やNPO、経済団体、市町等と連携し、多言語による情報発信や相談体制の充実等を一層進める必要があります。

また、県内には日本語学習を希望する外国人住民が多く存在しますが、日本語教室の多くがボランティアで運営されているため、立地や運営基盤の問題から、希望する外国人住民が日本語教育を充分に受けられない状況があります。日本語教育の推進に取り組む市町は増えつつありますが、外国人住民が日本語学習に容易にアクセスできるよう、市町や企業、日本語教育に関わる主体と連携し、日本語教育体制をさらに整備する必要があります。

3 今後の取組方向

「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」および「三重県日本語教育推進計画」については、対象期間が今年度で終了することから、有識者や関係者等の意見を ふまえ改定を行い、多文化共生社会が一層推進されるよう取組を進めていきます。

(1) 多文化共生に向けた知識や知恵の共有

「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」等を通じ、有識者や支援団体、外国人住民の方々と多文化共生に係る課題や方向性等について協議・検討を行うとともに、国際交流員が学校や地域を訪問し、多文化共生社会づくりに向けた啓発や「やさしい日本語」の普及活動等に取り組みます。

(2) 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo/みえこ)」において、外国人住民からの相談にきめ細かく応じられるよう、対応言語の充実や弁護士等の専門相談の実施など相談体制の充実を図ります。また、外国人住民に必要な情報を確実に届けることができるよう、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)での提供情報の充実等に取り組みます。

併せて、災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、市町等と 連携し、外国人防災リーダーの育成研修や避難所の受入訓練等に取り組みます。

(3)地域日本語教育の推進体制づくり

「三重県日本語教育推進計画」に基づき、日本語学習支援者の育成や日本語学習を希望する外国人住民のさまざまなニーズを捉えた学習環境の提供に取り組むとともに、「三重県日本語教育プラットフォーム(日本語教育の支援に携わる各団体のオンライン上のネットワーク)」等の活用により、市町や国際交流協会、日本語教室、外国人を雇用する企業等との連携をさらに強化し、県内の日本語教育体制の整備に取り組みます。

8 県民の社会参画の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県が認証するNPO法人は748法人(令和5年3月31日現在)あり、「保健・医療・福祉」「まちづくり」「子どもの健全育成」等の分野で活動されています。

県においては、「みえ県民交流センター」を拠点に、県民の皆さんの理解や参画を促進するための情報を発信するとともに、NPOや中間支援組織*1の活動強化を図るためのセミナー等を開催し、県民の皆さんの社会参画、地域課題を解決する取組を支援しています。

また、災害時に市町に設置される市町災害ボランティアセンターを後方支援する 役割等を担う「みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)*2」の運営に参画 し、研修会や防災訓練等への参加を通じて、県内外のNPO・ボランティア団体や 企業等のさまざまな主体が協働して支援活動ができるよう取り組んでいます。

- ※1 市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う団体。
- ※2 7つの幹事団体で構成

特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県(災害対策推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課)

2 課題

NPO活動(市民活動やボランティア活動等)が継続的に実施されるためには、 県民の皆さんの理解や参画を促進するとともに、多様化、複雑化する地域の諸課題 に対応できるよう支援していく必要があります。

また、大規模災害が頻発する中、災害発生時に県内外からの被災者支援の担い手を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な支援活動ができるよう、MVSCの体制強化や平常時からさまざまな主体との連携・つながりの強化を図る必要があります。

3 今後の取組方向

(1) NPOの運営基盤の強化

「みえ県民交流センター」を拠点に、県民の皆さんによる公益活動に対する理解と多様な形での参画、それらさまざまな主体の連携を促進し、地域の課題解決に取り組むNPOや中間支援組織の基盤・機能強化の支援に取り組みます。

(2) MVSCのコーディネート機能の強化

大規模災害発生時に県内外からの被災者支援の担い手を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な支援の実施につなげていけるよう、引き続き、MVSCの運営に参画し、研修会や防災訓練等への参加を通じて、さまざまな主体との連携を図り、MVSCのコーディネート機能強化や市町における受援体制整備の支援に取り組みます。

9 交通安全対策の推進について

くらし・交通安全課

1 現状

交通事故の防止に向け、「三重県交通安全条例」や「第11次三重県交通安全計画」に 基づき、関係機関等と連携し、四季の交通安全運動等による広報・啓発活動や交通安全 教育をとおして、交通安全意識および交通マナーの向上を図ってきました。

その結果、県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向が続き、令和4年は60人で過去最少となったものの、未だに多くの尊い命が失われています。

また、飲酒運転の根絶に向け、「三重県飲酒運転 0 (ゼロ)をめざす条例」および「第 3 次三重県飲酒運転 0 (ゼロ)をめざす基本計画」に基づき、関係機関等と連携し、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という規範意識の定着を図るとともに、飲酒運転違反者に対してはアルコール依存症に関する診断の受診促進を図り、再発防止に努めました。

しかしながら、飲酒運転による人身事故件数については、長期的には減少傾向にありますが、令和4年は過去最少であった前年(28件)を大きく上回る(42件) 結果となりました。

表 1 死傷	た 死傷有数等の推移 ※暦年										
	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R元	R 2	R3	R 4	
人身事故 件 数	9, 804	8, 100	7, 169	6, 038	5, 441	4, 687	3, 647	2, 966	2, 722	2, 917	
死傷者数	12, 979	10, 829	9, 604	8, 258	7, 199	6, 223	4, 763	3, 805	3, 400	3, 698	
死者数	94	112	87	100	86	87	75	73	62	60	
高齢者の	49	57	52	52	37	57	42	39	40	41	

表 1 死傷者数等の推移 ※暦年

表2 飲酒運転人身事故件数等の推移(条例施行:平成25年7月)※人身事故件数は暦年

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	RЗ	R 4
人身事故 件 数	63	55	44	36	34	42	36	37	28	42
受 診 ※ 年 度		45. 2	43. 7	37.8	42.0	46.8	47.3	51.2	55. 4	52. 9

※受診率:飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する年度ごとの受診率。 R4年度分は令和5年4月末現在の暫定値(確定は令和5年7月の予定)

2 課題

死者数

令和5年に入り交通死亡事故が続発し、4月には「交通死亡事故多発警報」を発令するなど、厳しい交通事故情勢となっています。

令和4年中および令和5年(4月末現在)の交通事故死者数に占める交通弱者(歩行中、自転車乗用中)の割合はいずれも約5割であり、年齢別の割合では、高齢者が令和4年は約7割、令和5年(4月末現在)も5割を超えており、このような特徴をふまえた取組が必要です。

また、道路交通法の改正に伴い、令和5年4月から全世代の自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されるなどしており、こうした新たな交通ルールに関する周知も必要です。

さらに、飲酒運転人身事故や飲酒運転違反者が前年より大きく増加していることから、規範意識の定着をさらに徹底するとともに、再発防止を図るため、飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診への医療機関の協力を得た取組が、引き続き求められています。

3 今後の取組方向

交通事故防止に向け、交通安全意識および交通マナーの向上を図っていくため、交通事故実態等をふまえた広報・啓発を重点的に取り組んでいきます。特に交通事故死者に占める割合の高い高齢者や自転車利用者等の交通弱者を対象に参加・体験・実践型の要素を取り入れた啓発に取り組みます。

また、飲酒運転等の根絶に向けて、飲酒運転事故等の発生状況の分析をふまえながら、酒類を販売する店舗等での啓発を重点的に行うなど、規範意識の定着を徹底していくともに、飲酒運転違反者の医療機関への受診の促進、飲酒運転とアルコール問題に関する相談等を引き続き推進し、再発防止を着実に図っていきます。

10 安全で安心なまちづくりの推進について

くらし・交通安全課

1 現状

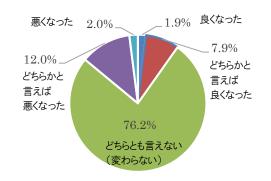
(1) 犯罪情勢等

平成14年に戦後最多(47,600件)を記録した県内の刑法犯認知件数は、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」の施行(平成16年10月)以降、県民意識の高まりや防犯設備の普及等により減少傾向を続けていましたが、令和4年は7,647件(対前年比237件増)と12年ぶりに増加に転じました(表参照)。県内の自主防犯活動団体数は、平成15年の23団体から令和4年は910団体へと大幅に増加し、各地でさまざまな自主防犯活動等が展開されています。

表 刑法犯認知件数

	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
認知件数	11,247	10,322	8,560	7,410	7,647

令和4年 12 月に県のe-モニターを活用して実施したアンケート「あなたの住む地域では、3年前と比較して、治安はどのようになったと思いますか」との問いに対して、刑法犯認知件数は減少しているにもかかわらず、下の円グラフに示すとおり、「悪くなった」「どちらかと言えば悪くなった」が 14.0%で、「良くなった」「どちらかと言えば良くなった」の 9.8%を上回っており、依然として体感治安の向上には至っていません。



《アンケートの概要》

· 実施期間: 令和4年12月 14 日~28 日

·対象者数:1,384 人 ·回答数 :798 人 ·回答率 :57.7%

図 3年前と比較した治安意識の変化

(2) これまでの取組

安全で安心な三重を実現するため「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾(計画期間:令和2年度~令和5年度)」(以下「プログラム・第2弾」)(別紙)に基づき、さまざまな主体と協働して、取組を進めています。取組にあたっては、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」を開催し、取組の成果を検証するとともに、学識経験者、関係機関等から幅広くご意見をいただきながら計画的に進めています。

令和4年度は、県警本部・教育委員会と連携し、新たに4名の安全安心まちづくり地域リーダーを養成しました。

また、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図るため、防犯ボランティア団体、事業者、市町等が一堂に会する「安全安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の先進的な防犯・見守り取組事例を県民の皆さんに周知しました (57 名参加)。

さらに、令和5年6月からの実施に向け、新たに「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の構築に取り組みました。

2 課題

(1) 市町等との連携強化

安全で安心な三重のまちづくり推進に向けては、県と市町の役割分担に応じた取組が不可欠であるものの、市町の推進体制や取組状況の差異により、十分な連携が図られていません。

(2) 事業者との連携強化

地域防犯活動の課題である「高齢化」や「担い手不足」に対応するため、「構成員のほとんどが現役世代である」「廃業しない限り地域に存在し続ける」といった特徴を持つ事業者との連携を強化していく必要があります。

(3) 県民等に対する普及・啓発

依然として子どもや女性、高齢者が対象となる犯罪は後を絶たず、県民の犯罪等 への不安感は解消されていないため、地域防犯力の底上げや地域の防犯・見守り活動の「見える化」に取り組む必要があります。

3 今後の取組方向

「プログラム・第2弾」の成果と課題を検証したうえで、県民意識の変化や近年の 犯罪情勢・傾向、市町・関係機関・団体・地域リーダー等からの意見を整理し、「犯 罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」(3回/年)に諮りながら、アク ションプログラムの改定を進めていきます。

(1) 市町等との連携強化

アクションプログラム改定にあたっての市町アンケート結果の分析、市町担当者 会議での意見交換等を通じて、市町ごとの状況や県への要望等を把握するとともに、 各市町の推進体制や取組状況をふまえた支援を行うことで連携強化を図ります。

(2) 事業者との連携強化

「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」に、より多くの 事業者の皆様にご参加いただけるよう、事業者団体や市町等を通じて幅広く制度を 周知します。特に、小売業や鉄道といった多くの県民の皆さんが利用する事業者に 対しては個別に働きかけていきます。あわせて、登録事業者には、活動の一助とな るよう防犯情報等を提供するとともに、活動状況を県ホームページ等で発信します。

(3) 県民等に対する普及・啓発

地域の自主防犯活動を活性化させるため、引き続き市町と連携し「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座」を実施します。

また、「安全安心まちづくりフォーラム」を開催するとともに、ホームページやSNSを生かした広報活動を強化します。

13.0% 0.0%

別紙

『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム』の概要 ~ **アイデア** を集め、**アクション** を広げよう ~ 第2弾

策定の背景

- ○近年、県内の刑法犯認知件数・交通事故死傷者数は減少傾向にあります。
- ○しかしながら、県民の皆さんに強い不安を与える 凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる 犯罪等が跡を絶たず、**県民の皆さんの不安は依然** として解消されていません。

(3年前と比べて治安が「良くなった」と思う人より、 「悪くなった」と思う人の方が多い結果に・・・)

0. |8% 5. 4% 79. 3% 1.6% 治安が良くなった 治安が悪くなった (6.2%)(14.6%) ○令和元年に発生した**大津市**での園児の交通死亡事故

や川崎市での児童らが登校途中に命を奪われた痛ましい事件等を教訓として、同じような被 害者を出さないため、**県を挙げて、県民・事業者等さまざまな主体と協創**し、防犯・交通安 全の取組を推進する必要があります。

プログラムの特色

□『進化』したプログラム

…前プログラムでお会いした、県民・事業者の皆さんのアイデアにより進化したプログラムです。

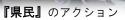
□『伊勢志摩サミット』の"レガシー"を引き継ぎ発展

…「自分たちのまちは自分たちで守る」という気運の高まりを、サミットの重要な"レガシー"とし て新時代「令和」へと引き継ぎ、『オール三重』の県民運動に発展させることをめざします。

□『県民』・『事業者』を重要な"アクション"の担い手として位置づけ

- …県民・事業者の皆さんによるさまざま なアイデアやアクション(活動事例) をご紹介しています。
- … (重点テーマごとに) 県民・事業者の 皆さんに「期待するアクションの例」 を掲載しています。







『事業者』のアクション

□『市町』と一緒に進めます

…対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、それぞれの期待される役割に応じたアクション を起こし、かつ相互に補完することにより、「めざす姿」の実現をめざします。

プログラムの概要 「計画期間: 令和2 (2020) 年度から令和5 (2023)年度までの4年間]

めざす姿 『県民力』でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重

県民・事業者等 多様な主体の協創 ▼3つの「基本方針」

「地域」づくり 「環境」づくり

事業者 協創 県。市

▼6つの「重点テーマ」

- **1 地域の防犯力**を高める
- 2 子どもを犯罪から守る
- **3 女 性**を犯罪から守る
- 4 高齢者を犯罪から守る
- 盗難、空き巣、サイバー犯罪、

地域の実情に応じた効果的な

見守り、ネットワーク活性化等…

- テロ、薬物乱用等…
- 5 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する

「意識」づくり

6 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす

▼基本目標

- ・刑法犯認知件数の減 (↓)
- ・交通事故死者数の減 (↓)
- 防犯・交通安全活動への参加者の増(↑)

▼進捗管理

- ▶有識者等からなる推進会議等で、意見を 聴取しながら改善を図ります。
- **・県民大会**で県民等と方向性を共有します。;
- ▷ 県民や事業者の皆さんのアイデアによって、アクションの進化を図る「三重県オリジナルの計画」です

11 犯罪被害者等支援について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者やその家族等が受けた被害の早期回復・軽減や生活再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成31年4月に施行した「三重県犯罪被害者等支援条例」および令和元年12月に策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画(計画期間:令和2年度~令和5年度)」に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、平成31年4月には、都道府県で初となる「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設し、見舞金の支給を通じた支援を行っています。

市町における条例制定等の動きも進み、令和4年10月には全ての市町において、犯罪被害者等支援に関する条例または要綱が施行されています。

X	095120 0 0 0 0007		プログチュエマン人がロンベルス	
	遺族見舞金	重傷病見舞金	精神療養見舞金	支給合計金額
	(60万円)	(20万円)	(5万円)	人 和口可 立 识
令和元年度	1件	6件	2件	190万円
令和2年度	2件	4件	2件	210万円
令和3年度	2件	7件	2件	270万円
令和4年度	1件	5件	3件	175万円

表1 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領に基づく見舞金の支給実績

(2) 性犯罪・性暴力被害者等への支援

性犯罪・性暴力被害者の相談・支援については、平成27年にワンストップ支援窓口として開設した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」(以下「よりこ」)において、関係機関と連携しながら、心身の早期回復に向けて被害者に寄り添った適切な支援を行っています。

令和4年度の相談件数は、658件(対前年度比21件増)で、平成27年の開設 以来増加傾向で推移しています。相談方法では、電話相談が315件(同15件減)で最多となっています。また、令和2年6月から始めたSNS相談は、対 前年度比約1.4倍となる220件(同66件増)となっており、今後も増加が見込 まれます。

表2 よりこ相談件数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
件数	262	328	331	390	328	623	637	658

表3 相談方法別件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比
電話相談	369	330	315	▲ 15
メール相談	78	71	57	▲ 14
SNS相談	95	154	220	+66
面接相談	77	73	37	▲36
法律相談	4	9	29	+20
合 計	623	637	658	+21

2 課題

(1) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、直接的・間接的にさまざまな被害を受けているため、被害者等の置かれた状況に応じた適切な支援を提供するとともに、市町、関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制を整備する必要があります。

しかし、犯罪被害者等支援に係る地方自治体向けの国の財政支援制度はなく、 自治体間でその支援内容に差が生じており、新たな補助制度の創設など地方自治 体への財政支援が必要です。

また、二次被害を防止し社会全体で支える気運を醸成していくため、県民の皆さんの犯罪被害者等に対する理解を促進する必要があります。

(2) 性犯罪・性暴力被害者への支援

国において、令和5年3月に「性犯罪・性暴力の更なる強化の方針」が策定され、令和5年度からの3年間が性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として位置づけられ、これまでの取組を継続・強化することとされました。

性犯罪・性暴力被害に対する被害者意識の変容や社会的認識の広がりから、性犯罪・性暴力に関する相談・支援ニーズがさらに増加・多様化することが見込まれます。また、病院への付添いなど直接的支援や中長期にわたる精神的ケア(PTSD:心的外傷後ストレス障害への対応)の必要性も高まっています。このため、さまざまな被害者が相談しやすく、被害者に寄り添った支援を速やかに提供できるよう「よりこ」の相談体制を強化していくことが必要です。

さらに、子どもの性被害防止への対応、誰にも相談できずに一人で悩んでいる被害者を「よりこ」につなげていくなど、これまで支援が行き届かなかった課題に対応していくことが必要です。

3 今後の取組方向

犯罪被害者等支援推進計画の改定にあたっては、現計画の成果と課題を検証したうえで、相談状況、犯罪被害者等の支援ニーズ、国等の取組状況、市町や関係機関・団体からの意見等を整理し、「三重県犯罪被害者等施策支援推進協議会」(3回/年)に諮りながら進めていきます。

(1) 犯罪被害者等への支援

「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」を活用した研修会やブロック別意見 交換会の開催、施策集の作成支援をとおして、支援従事者の対応力向上、関係機 関の連携強化を図りながら、総合的な支援体制を整備していきます。

また、犯罪被害者等が一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を、地域による不均衡なく受けられるよう、国に対して、地方自治体が実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を要望しています。

さらに、市町・関係機関と連携しながら「犯罪被害を考える週間(11月25日 \sim 12月1日)」を中心としたイベントの開催や街頭啓発等の広報啓発に取り組みます。

(2) 性犯罪・性暴力被害者への支援

今後、増加・多様化が見込まれる性犯罪・性暴力の相談・支援ニーズに対応するため、①令和5年4月から相談時間を1時間延長(令和5年4月から9時~17時)したほか、②DV・妊娠SOS・性暴力の3分野合同SNS相談、③国の夜間休日コールセンターと連携した24時間365日相談対応の継続、④連携協力病院(精神科)の拡充等に取り組みます。

あわせて、子どもを性被害から守り、被害者の心に寄り添った切れ目のない支援を行うため、誰にも相談できずに一人で苦しんでいる被害者を「よりこ」につなげるためのSNS等を活用したターゲットを絞った広報啓発や子どもの性被害防止をテーマにした出前講座の新規開催、令和4年度に作成した「『学校における児童生徒の性暴力』対応支援ハンドブック」を活用した学校向け研修や市町等支援従事者の性暴力被害対応力向上研修等に取り組みます。

12 消費生活の安全確保について

くらし・交通安全課

1 現状

消費者を取り巻く社会環境は絶え間なく変化しており、近年のデジタル化の進展や それに伴う電子商取引の拡大、「民法」の成年年齢の引下げ等に関連して、さまざまな 消費者トラブルの発生が懸念されています。

県消費生活センターにおいては、「三重県消費者施策基本指針」(令和2年3月改定) に基づき、市町等のさまざまな主体と連携しながら、県内における消費者行政を計画 的に推進しており、消費生活相談や消費者教育・消費者啓発、事業者指導に取り組むと ともに、市町における消費生活相談体制の整備を支援しています。

なお、県消費生活センターにおいては、相談件数が減少傾向にありますが、住民に身 近な市町における相談件数は増加傾向にあり、県全体としては、ここ数年約1万件で 推移しています。

相談の特徴については、引き続き60歳以上の方からの相談の占める割合は高く、コ ロナ禍の影響もあり、特に令和2年度以降は、通信販売に関する相談が多数寄せられ ています。

表 1 市町の相談体制の状況

- 1 1 11111111111	* *** -
項目	内容
消費生活相談窓口 の設置	全 29 市町
消費生活センターの設置	8市3町 津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市・亀山市*1、 伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・大紀町・南伊勢町*2 ※1 鈴鹿市・亀山市は鈴鹿亀山地区広域連合で1センターを設置 ※2 鳥羽市・志摩市・玉城町・大紀町・南伊勢町は伊勢市センターに事務委託(事務協定)
消費生活相談員の 配置	12 市 5 町 消費生活センターを設置する 8 市 3 町および桑名市、名張市、いなべ 市、伊賀市、東員町、明和町

表2 三重県消費生活センターにおける相談件数

(単位:件)

	H30年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度
受付件数	2, 586	2, 294	2, 317	2, 114	1, 793
対前年増減	▲ 470	▲292	23	▲ 203	▲321
増減率	▲ 15. 4%	▲ 11.3%	1.0%	▲8.8%	▲ 15. 2
うち問合せ等を除く ‡数	2, 487	2, 180	2, 213	2, 024	1, 703
60 歳以上の相談	1, 004	863	799	800	684
全体に占める割合	40.4%	39.6%	36.1%	39.5%	40.2%
通信販売の相談	789	744	913	799	674
全体に占める割合	31.7%	34.1%	41.3%	39.5%	39.6%

注: 60歳以上の相談件数および割合は、問合せ等を除いた件数に係る数値 注: 通信販売の相談件数および割合は、問合せ等を除いた件数に係る数値 46

2 課題

県消費生活センターは、県内消費者行政の中核センターとしての役割が期待されており、複雑化・高度化する相談への対応や市町における相談体制の整備・充実に向けた取組が求められています。

また、成年年齢引下げ等の社会環境をふまえた消費者教育・消費者啓発の充実とともに、事業者に対する指導・啓発に取り組んでいく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターの相談員に研修の機会を確保するとともに、市町相談員等を含めた勉強会を開催し、県内相談員全体の資質向上を図ります。

また、広域連携も含めた市町における消費生活センターの設置促進を図るほか、国交付金を活用した相談体制の整備・充実に取り組むよう、市町に働きかけます。

(2) 消費者教育・消費者啓発の推進

市町や消費者団体、事業者団体等のさまざまな主体と連携しながら、子どもから高齢者まで各世代の特性に適した方法で、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けた取組を推進するとともに、相談割合が高くなっている通信販売や新たな消費者トラブル等についても、SNS等を含めた多様な情報媒体を活用して適時適切な情報提供を行います。

特に、若年者の消費者教育については、成年年齢の引下げをふまえ、学校等の教育機関との連携を強化し、若年者の参画を得ながら消費者教育・消費者啓発を継続的に実施するとともに、若年者を見守る保護者等への注意喚起や企業においても新入社員への消費者教育を行っていただくよう働きかけを行っていきます。

また、高齢者等の消費者トラブルの防止に向けては、地域における啓発の担い手として活動する「消費者啓発地域リーダー」を引き続き養成するとともに、地域の見守り力の向上のため、市町における消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を促進します。

加えて、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の意識の 定着を図るため、SNSの活用やセミナー等を実施するとともに、高等学校等と連携し、若年者への普及啓発に取り組みます。

(3) 事業者指導の取組

「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者指導を行うとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

なお、事業者指導においては、国や東海4県で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」「東海4県広告表示等適正化推進会議」等を通じて、連携して効果的な指導に努めるとともに、法改正の動向等も注視しながら取り組みます。

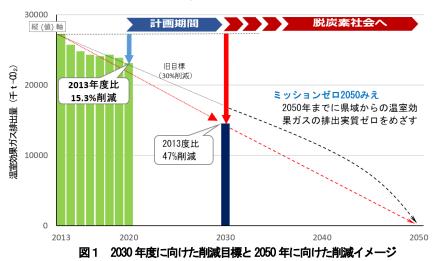
13 脱炭素社会の実現について

地球温暖化対策課

1 現状

国においては、2050年までに脱炭素社会の実現をめざすこととし、2021年(令和3年)6月に地球温暖化対策推進法を改正し、同年10月に2030年度における温室効果ガスの排出削減目標として2013年度(基準年度)比で46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを示した「地球温暖化対策計画」を閣議決定するなど、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速させています。

県においては、2019年(令和元年)12月に県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ〜脱炭素社会の実現を目指して〜」を宣言するとともに、2023年(令和5年)3月に国の計画改定をふまえ、「三重県地球温暖化対策総合計画」(以下「総合計画」)を改定し、県域から排出される温室効果ガスを 2030年度において基準年度比47%削減、県の事務事業により排出される温室効果ガスを 52%削減とする目標を掲げ、具体的な削減に向けた取組を示しました。(図1)



なお、県域からの温室効果ガス排出量(吸収源活動による吸収量を含む)は、直近の確定値である 2020 年度(令和 2 年度)で基準年度比 15.3%減となっており、二酸化炭素排出量の部門別構成比では、産業部門が約 55%を占めています。(図 2)

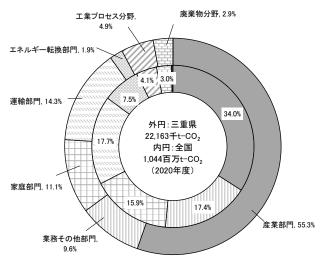


図2 三重県および国における二酸化炭素排出量の部門別構成比(2020年度)

2 課題

脱炭素社会の実現および総合計画の目標達成に向けては、社会情勢の変化に対応し、県民の皆さん、事業者、市町などさまざまな主体と連携し、県民運動として取組を加速させる必要があります。

また、県自らも県有施設への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む必要があります。

さらに、気温上昇などによる気候変動影響は避けられない状況であり、被害を最小化あるいは回避し、安全・安心で持続可能な社会を構築するために、温室効果ガスの排出を削減する「緩和」に加え「適応」の取組を推進していく必要があります。

太陽光や風力等の再生可能エネルギー発電設備の導入については、脱炭素社会の実現に資するものですが、大規模な開発を伴う事業は、自然環境や生活環境に影響が生じる可能性があるため、適切な環境配慮が行われる必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 脱炭素社会の実現

「ミッションゼロ 2050 みえ」の達成をめざして、自家消費型太陽光発電設備の導入促進や、企業が中長期的な温室効果ガス排出削減目標を設定する脱炭素経営の取組の支援を行うとともに、家電販売事業者と連携した省エネ家電利用促進や宅配事業者の再配達防止など、COOL CHOICEを推進する取組を行います。

三重県地球温暖化防止活動推進センターや三重県環境学習情報センター等を拠点として、県民の皆さんや事業者に対し、電動車、省エネ家電の普及等の新たな技術の利活用を推進するため、セミナー等による普及啓発を行います。

事業者の自主的な温室効果ガス削減取組を促すため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づき、温室効果ガスの排出量が多い事業者に提出を義務付けている地球温暖化対策計画書の進捗状況や脱炭素への取組状況について実地調査等を行います。

県の事務事業における温室効果ガス排出削減対策として、県有施設へ自家消費型太陽 光発電設備を導入し、使用電力の脱炭素化を進めるとともに、公用車にEVを導入し、そ の運行にあたっては、太陽光発電による電力を活用するゼロカーボンドライブの取組を 進めます。

また、「三重県脱炭素社会推進本部」を中心に、温室効果ガス排出削減に関する取組を組織間で幅広く情報共有するとともに、関係部局と連携・調整を図ることで全庁的に総合計画を推進します。

(2) 気候変動影響への適応

地球温暖化による本県の気候変化やその影響について、三重県気候変動適応センターを 拠点とし情報収集および分析を行うとともに、気候変動影響や適応に関する県民の皆さん の理解を深めるため、セミナー等を開催します。

(3) 再生可能エネルギーと環境配慮

太陽光や風力といった再生可能エネルギーの導入にあたって、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業については、「環境影響評価法」および「三重県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント制度を適切に運用することで、環境配慮の取組を促進します。

14 生活環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境

(1) 現状

大気環境の状況把握のため、県内 30 か所の測定局において、常時監視を行っています。令和4年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびPM2.5 については、全ての測定局で環境基準を達成する見込みです。しかし、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準を達成していません。

県北部では、「大気汚染防止法」の総量規制地域と自動車NOx・PM法の対策地域 が指定されています。その対策地域内の全ての測定局において、二酸化窒素等は平成 24年度から11年連続で環境基準を達成する見込みです。

(2)課題

令和4年度は光化学スモッグの予報等の発令はありませんでしたが、大気環境については、今後も注視していく必要があります。

自動車NOx・PM対策については、大気環境基準の達成状況等をふまえ、対策地域の指定解除に向けた調査・検討を行っていく必要があります。

(3) 今後の取組方向

引き続き、大気の常時監視を実施するとともに、予報発令等の迅速な情報提供に 努めます。また、工場・事業場へはコンプライアンスの徹底と光化学オキシダント の主原因物質の削減指導を行います。

令和5年度は、自動車NOx・PM法の対策地域の指定解除に向け、国の判断基準に沿ってシミュレーションを行い、将来にわたる大気環境基準の達成状況等について確認するとともに、対策地域内の関係住民や事業者等のステークホルダーとの調整等を行っていきます。

2 水環境

(1) 現状

令和4年度の環境基準達成率(速報値)は、河川(BOD)は93.5%(58/62水域)、 海域(COD)は75.0%(6/8水域)でした。河川における環境基準達成率 (BOD)は、近年90%以上で推移しています。また、海域における環境基準達成率 (COD)についても改善傾向にありますが、閉鎖性水域である伊勢湾では、毎年、 広範囲で貧酸素水塊が発生している状況です。

環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、令和4年10月に第9次水質総量削減計画を策定し、関係機関連携のもと、下水処理場における栄養塩類管理運転の試行やその効果検証等、総合的な水環境管理施策に取り組んでいます。各種施策の進捗管理は、関係部局で構成する「三重県『きれいで豊かな海』協議会」で行っています。

下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備については、「生活排水処理 アクションプログラム」に基づいた進捗管理をしており、令和3年度末の整備率は 88.2%となりました。本県では、生活排水処理施設のうち、合併処理浄化槽が23.8% (令和3年度末)と、全国平均の9.4%と比べて大幅に高く、生活排水対策において 大きな役割を担っています。

海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助金を活用し、発生抑制対策や海岸管理者等(県、市町等)が実施する回収・処理事業を促進し、取組を進めています。

伊勢湾内に漂着するごみは、伊勢湾流域圏全体から発生していることから、東海三県一市で構成する「海岸漂着物対策検討会」において、周知啓発や環境団体等と連携した流域圏での発生抑制対策を行っています。令和3年度からは伊勢湾流域圏の複数自治体による広域的な計画策定に向けての検討を進め、令和4年度に素案を作成しました。

(2)課題

令和4年10月に策定した第9次水質総量削減計画に基づき、関係機関と連携し、各種取組を着実に推進していく必要があります。

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均92.6%(令和3年度末)と比べると依然として低い状況にあります。特に単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいません。

海岸漂着物対策を進めるためには、引き続き、行政だけでなくNPOや民間団体等のさまざまな主体が連携して、内陸域を含めた広域的な発生抑制対策を推進することが重要です。

(3) 今後の取組方向

引き続き、「三重県『きれいで豊かな海』協議会」において、関係機関と連携し、科学的な見地からの各種調査・研究、陸域からの汚濁負荷の適正な管理のほか、藻場・ 干潟および浅場の保全・再生等の各種取組の着実な実施と進捗管理を行っていきます。

生活排水処理施設の整備については、関係部局や市町と連携して進めるとともに、 引き続き、県費による上乗せ補助による合併処理浄化槽への転換を促進していきます。 また、令和2年4月に施行された改正浄化槽法に則した浄化槽台帳の整備を行います。

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、引き続き、国の補助金を活用して海 岸漂着物の発生抑制対策および回収・処理を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のク リーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連 携事業を推進していきます。また、伊勢湾流域圏の複数自治体による広域的な計画を 令和5年度中に策定します。

3 土砂対策

(1) 現状

土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止および生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(以下「土砂条例」)を令和2年4月1日に施行し、環境生活部、農林水産部および県土整備部の3部連携のもと、許可審査や監視等の対応を行っています。

(2)課題

「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」)が令和4年5月27日に公布され、令和5年5月26日に施行されます。盛土規制法には災害発生の防止を目的として、規制区域の指定や規制区域内の一定規模以上の盛土等に対する許可等の制度が設けられることから、盛土規制法における区域指定の検討状況をふまえ、土砂条例の見直しを含め検討を行う必要があります。

(3) 今後の取組方向

引き続き、土砂条例における許可申請について厳正な審査を行っていくとともに、 農林水産部および県土整備部と連携し、不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう 監視・指導を行っていきます。

また、盛土規制法に基づく区域指定の状況等をふまえ、土砂条例等の見直しの必要性などについて検討します。

4 水道事業における基盤強化

(1) 現状

「水道法」において、県の責務として、水道事業の基盤強化に関する施策の策定等が規定されています。県では、県内市町水道事業者および企業庁を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」(以下「協議会」)において意見を聴取し、令和5年3月に「三重県水道広域化推進プラン」を策定しました。

(2)課題

市町水道事業者では、人口減少に伴う料金収入の減少および水道熟練職員不足により、今後増大する管路等の耐震化・老朽化対策を進めるための資金や人材の確保が課題となっており、水道事業の基盤強化が求められています。

(3) 今後の取組方向

水道事業の基盤強化を推進するため、市町に適切な助言を行うとともに、協議会内に設置したワーキンググループにおいて水道事業の基盤強化につながる広域化の取組について検討し、可能性のあるものについては、県で広域化シミュレーションを行った上で、水道事業者と実施に向けた検討を進めていきます。また、県内の水道事業が持続していくために必要な財政措置のあり方について、引き続き、国へ要望・提言を行います。

別紙

表 県内の大気環境基準達成率

				1		ı — —					
年度		H	30	R1 R2		R3		R4	R4 ^{※1}		
項	目	環境基準 達成局数	全体の 測定局数	環境基準 達成局数	全体の 測定局数	環境基準 達成局数	全体の 測定局数	環境基準 達成局数	全体の 測定局数	環境基準 達成局数	全体の 測定局数
二酸化硫黄(SO ₂)	16	16	17	17	17	17	15	15	15	15
	達成率(%)	10	00	10	00	10	00	10	00	10	00
二酸化窒素(NO ₂)	27	27	28	28	28	28	25	25	25	25
	達成率(%)	10	00	10	00	10	00	10	00	10	00
光化学オキシ	光化学オキシダント		24	0	24	0	24	0	23	0	23
	達成率(%)	()	()	()	()	()
浮遊粒子状物	勿質(SPM)	32	32	33	33	33	33	30	30	30	30
	達成率(%)	10	00	10	00	10	00	10	00	10	00
一酸化炭素		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成率(%)	10	00	10	00	10	00	10	00	10	00
微小粒子状物	勿質(PM2.5)	25	25	26	26	26	26	26	26	25	25
	達成率(%)	10	00	10	00	10	00	10	00	10	00

※1 R4年度測定結果は未確定のため見込みです

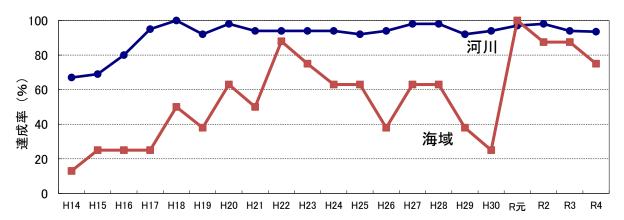


図1 環境基準達成状況の経年変化(河川BOD、海域COD)

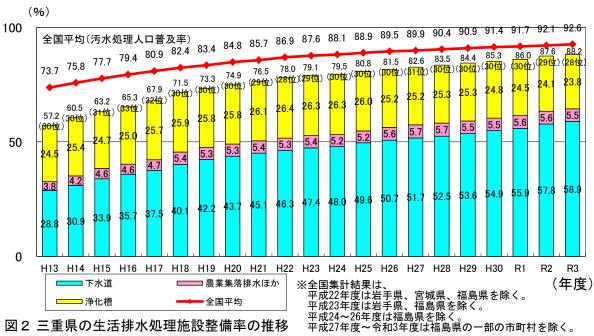


図2 三重県の生活排水処理施設整備率の推移

15 循環型社会の構築について

資源循環推進課

1 現状

これまで、大量生産、大量消費型の社会経済活動により発生する大量の廃棄物に対しては、さまざまな主体による3R(発生抑制、再使用、再生利用)の取組が進められ、廃棄物の最終処分量は大幅に減少してきました。

近年、世界的な人口の増加や新興国における経済成長に伴う天然資源の需要の増加により、今後、資源制約の深刻化が見込まれることから、限りある資源の有効活用が求められています。また、世界的な海洋プラスチックごみ対策や脱炭素化の動きが加速しています。

こうした状況をふまえ、県では、持続可能な循環型社会の構築をめざし、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」(計画期間:令和3年度~令和7年度)を策定し、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、資源循環の取組を進めるため、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めています。

2 課題

持続可能な循環型社会を構築するために、これまでの3Rに Renewable (再生可能資源への代替)を加えた「3R+R」の取組を進め、資源の有効利用を一層進めることが求められます。このため、循環関連産業の振興による経済発展と、地球温暖化の加速などの環境変化をふまえたプラスチックごみ対策や食品ロスの削減といった社会的課題の解決の両立に向けて取り組む必要があります。

また、大規模災害時に発生する災害廃棄物への平時からの備えや、依然として 後を絶たない産業廃棄物の不法投棄の未然防止等、廃棄物処理の安全・安心の確 保に向けた取組を進める必要があります。

3 今後の取組方向

持続可能な循環型社会の構築をめざし、引き続き、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等のさまざまな主体とのパートナーシップを強化し、廃棄物の「3R+R」の促進や廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。

また、「みえ元気プラン」で進める7つの挑戦として、大規模災害発生後、速やかに復旧・復興が進むよう、災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興を図るため、 CO_2 削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の取組を促進します。

(1) パートナーシップで取り組む「3R+R」

市町や関係団体と連携し、市町のごみ分別アプリを活用するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に関する普及啓発を実施します。

また、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者の資源のスマートな利用を促進します。

RDF関係団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行については、ポスト RDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行います。

(2) 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

産業廃棄物税を財源として、県内の産業廃棄物排出事業者や産業廃棄物処理 業者による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、温室効果ガスの排 出削減等に係る研究開発や設備機器の設置等に係る支援を行います。

また、資源循環と経済の好循環を生み出すよう、経営者層や担当者といった 階層ごとの人材育成、DXの推進等に取り組みます。

(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保

大規模災害時においても災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の実地訓練を新たに行うなど、現場対応力を高める人材育成を進めます。

また、排出事業者責任の徹底、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物等の廃棄物の適正処理、ICTやドローン等の新しい技術を取り入れた監視・指導など、廃棄物処理の安全・安心の確保に向けた取組を推進します。

(4) 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

プラスチックの使用削減に向けた取組を進めるとともに、マテリアルリサイクルの促進を図るため、事業者と連携し、新たにマッチングシステムを構築します。また、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用したごみ拾いの見える化など、楽しみながらできる取組を通じて散乱ごみ対策を進めます。

食品ロスの削減については、関係団体等と連携し、まだ食べられる食品の活用により生活困窮者等を支援する三重県食品提供システム「みえ~る」の運用拡大に取り組むとともに、小売店舗等の食品ロス削減を図るため、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等と連携して、普及啓発を進めます。

さらに、廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルや廃リチウムイオン電池等について、関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、新たに処理実態や将来の排出見込み等の把握に取り組みます。

(5) 人材育成と I C T の活用

事業者等を対象に、資源の循環的な利用やICTの活用を促進するため、「資源循環セミナー」等を開催します。

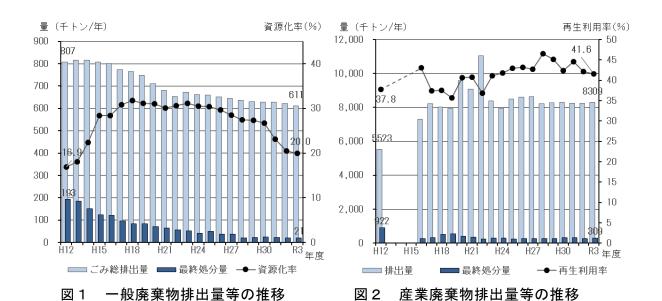


表 RDF関係団体:新たなごみ処理体制に向けた対応

桑名広域清掃事業組合 (桑名市、木曽岬町、東員町)	・新ごみ処理施設を整備し(平成30年2月~令和元年12月)、 令和元年9月から処理を開始。・今後、RDF化施設撤去に対し財政支援予定。
伊賀市	・ごみ中継施設を整備し(平成 31 年 2 月~令和元年 8 月)、 令和元年 8 月から民間処理。 ・ごみ中継施設の整備に対し財政支援済み。
香肌奥伊勢資源化広域連合 (多気町、大台町、大紀町)	 ・ごみ中継施設を整備し(平成31年1月~令和元年9月)、令和元年8月から民間処理。 ・香肌奥伊勢資源化広域連合ごみ処理基本構想策定業務検討会に県職員が参画。 ごみ中継施設の整備に対し財政支援済み。
紀北町	 ・令和元年9月からRDFを民間処理。 今後は、東紀州環境施設組合(構成市町:尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)が整備予定の新ごみ処理施設での処理に移行。 ・東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会に県職員が参画。 今後、RDF化施設撤去に対し財政支援予定。
南牟婁清掃施設組合 (熊野市、御浜町、紀宝町)	 ごみ中継施設を整備し(令和2年9月~令和3年6月)、令和3年4月から民間処理。 今後は、東紀州環境施設組合が整備予定の新ごみ処理施設での処理に移行。 ・東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会に県職員が参画。 ごみ中継施設の整備に対して財政支援済み。

16 産業廃棄物の適正処理の推進について

廃棄物対策課

1 現状

(1) 排出事業者責任の徹底

産業廃棄物の適正処理を確保するため、不適正処理対策の規制強化と併せて、事業の透明性が高く環境配慮の取組を実施している優良な産業廃棄物処理業者を認定し、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備することが重要となっています。

また、より高度かつ効率的な廃棄物管理を推進するため、紙マニフェストよりも 偽造や不正がされにくく、不法投棄等不適正処理の一層の防止につながる電子マニフェスト制度の活用が効果的です。

このことから、排出事業者による優良認定処理業者の活用や処理業者の優良認定の取得支援とともに、電子マニフェスト制度の普及に取り組んでいます。

(2) PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の適正処理の推進

PCBは、人の健康および生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「PCB特措法」)に基づき、PCB廃棄物を早期に確実に処理する必要があります。

PCB廃棄物のうち高濃度PCB廃棄物については、国の計画により整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)において、変圧器・コンデンサー等は令和3年度末まで、安定器および汚染物等は令和2年度末までに処理することとされていましたが、処理対象量の増加等により現在も処理が継続されている状況です。県内の高濃度PCB廃棄物の処理状況は、わずかに保管物はありますが、確認されている全ての高濃度PCB廃棄物が令和5年度中に処理できる見込みです。

なお、低濃度PCB廃棄物については、PCB特措法に定める令和8年度末の処分期限に向けて、適正処理の指導等に取り組んでいます。

(3) 環境修復後の産業廃棄物不適正処理事案への対応

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理により生活環境保全上の支障等が生じた4 事案(桑名市五反田事案、四日市市内山事案、四日市市大矢知・平津事案および桑 名市源十郎新田事案)について、地域住民の安全・安心を確保するため、「特定産 業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」による国の財政支援を得て、 行政代執行により令和4年度末までに全ての対策工事が完了しました。

表 各事案の事業費

(単位:億円)

終了時期	事案名	実施計画額	実績額(見込み)
令和4年度末に	桑名市五反田事案	75.00	65. 49
行政代執行が終	四日市市大矢知・平津事案	34.00	32. 37
了した事案	桑名市源十郎新田事案	90.85	85. 60
令和元年度末に 行政代執行が終 了した事案	四日市市内山事案	20. 86	18. 44
4	4事案合計	220. 71	201. 90

2 課題

(1) 排出事業者責任の徹底

廃棄物の排出事業者がより一層の処理責任を果たすためには、優良認定処理業者の活用を促進する必要があります。さらに、優良認定を受けた処理業者数を十分確保する必要があることから、優良認定処理業者数を増やす取組を進める必要があります。

また、電子マニフェスト制度の普及については、ICTを活用できる人材の育成が必要です。

(2) PCB廃棄物の適正処理の推進

これまでに県が把握している高濃度 PCB廃棄物については、全て計画的に処理される状況ですが、高濃度 PCB廃棄物が新たに発見された場合は、迅速な処理が必要となります。

また、低濃度PCB廃棄物については、PCB特措法に定める令和8年度末の処分期限までに処理を完了する必要があります。

(3) 環境修復後の産業廃棄物不適正処理事案への対応

環境修復を行った4事案については、対策終了後においても残置廃棄物由来の潜在的な汚染リスクが残るため、地域住民の安全・安心を確保するための取組が必要です。また、原因者に対して、行政代執行に要した費用を求償していく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 排出事業者責任の徹底

排出事業者に対しては、個別訪問等により「優良産廃処理業者認定制度」を周知し、優良認定処理業者の活用を働きかけるとともに、処理業者に対しては、認定取得に向けた研修会を関係団体と連携して開催するなど、優良認定の取得を促進します。

また、電子マニフェストの操作研修会を開催するなど、電子マニフェストの活用率の維持・向上に取り組みます。

(2) PCB廃棄物の適正処理の推進

これまでの調査で把握している高濃度PCB廃棄物については、立入検査等で管理状況等を把握しつつ、適正処理が完了するまで継続して指導を行います。高濃度PCB廃棄物が新たに発見された場合は、保管事業者に対し、速やかに処理を終えるよう指導を行い、必要に応じて行政代執行等の措置を講じます。

また、低濃度PCB廃棄物については、保管事業者に対して、立入検査等により 状況把握を行うとともに、処分期限までに計画的に処理されるよう指導を行いま す。

(3)環境修復後の産業廃棄物不適正処理事案への対応

行政代執行による対策が終了した4事案については、国の財政支援を得て、水質 モニタリングや定期的なパトロールを実施し、生活環境保全上の支障が生じていな いことを確認することにより、地域住民の安全・安心を確保していきます。

また、原因者への費用求償についても、引き続き、粘り強く対応していきます。

17 産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

1 現状

県では、産業廃棄物の処理に対する監視・指導を強化しており、令和4年度の 監視件数は3,298件で、これらに係る行政指導の件数が1,582件、文書発出数が 144件、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく行政処分である事業停 止命令が9件、事業許可取消が6件、施設許可取消が2件でした。(表1)

産業廃棄物の不法投棄については、依然として後を絶たない状況であり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約69%、発生量で約94%を占めています。また、最近5年間における10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄事案は、年間8件から13件で推移しています。(表2)

なお、不法投棄等不適正処理事案については、早期に廃棄物が撤去等されるよう強力に指導を行っています。

表1 監視・指導状況の推移(地域機関分を含む。)

(単位:件)

	•	並ん 1047 バル・マ	1 1 1 (C C 7)							
年度			H30年度	R 元年度	R2年度	R3年度	R4年度			
延べ監視件数			3,788	3,455	3,780	3,668	3,298			
		指導件数	1,718	2,274	2,239	1,988	1,582			
<i>/</i> =		文書発出数	152	175	273	175	144			
行政		改善命令	1	0	0	2	0			
指導		措置命令	0	0	0	0	0			
· 処		事業停止命令	11	6	17	13	9			
分		事業許可取消	4	6	4	2	6			
		施設使用停止命令	3	5	4	1	0			
	•	施設許可取消	0	2	0	0	2			
告発		告発	0	1	0	1	0			

表 2 新たに確認された不法投棄事案の推移 (単位:件、(数量トン))

X WICHER CHOCK AND THE CONTROL OF TH							<u> </u>
年度		H30年度	R 元年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
	確認事案数	41 (438)	58 (831)	40 (792)	34 (988)	53 (509)	226 (3,558)
	うち建設系 廃棄物等	30 (425)	39 (814)	28 (780)	24 (971)	34 (339)	155 (3,329)
未撤去数(R5.3 末)		16 (74)	26 (374)	16 (293)	20 (491)	35 (345)	113 (1,577)
投棄量 10t 以上事案数		12	13	8	12	11	56

※数量トンについては、確認できたもののみ集計

※建設系廃棄物の割合:69%(155件/226件)、94%(3,329トン/3,558トン)

※10t 以上事案には、全容確認中であっても明らかに 10t を超えるものを含む。

2 これまでの取組

(1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

悪質な産業廃棄物の不適正処理事案に対応するため、平成5年度から警察官を配置し、現在は21名体制(警察からの出向者4名、警察官OB7名を含む)で立入検査や事情聴取等による厳格な監視・指導を行っています。

また、防災ヘリ等を活用した上空からの広域的な監視(スカイパトロール) を実施するとともに監視カメラやドローン等の最新機器を活用して投棄行為者 の特定や不法投棄現場等の実態把握を行っています。

さらに、休日や早朝の監視活動を民間警備会社へ委託することに加え、県民の皆さんからの通報体制の充実や市町職員への「産業廃棄物にかかる立入検査証」の交付、民間業者との通報協定の締結、近隣県市との合同路上監視等、さまざまな主体との連携や多様な手法により不法投棄の早期発見等につながる取組を行っているところです。

(2)建設系廃棄物対策

不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占めている現状をふまえ、県内の解体工事場所の集中的なパトロールを実施するとともに、受注者(元請業者)の排出事業者責任をより一層徹底させるために廃棄物処理法や建設業法等関係法令の研修会を実施しています。令和4年度は約800名の参加がありました。

また、令和3年度には、解体工事に係る建設業関係機関・団体等が参画する「解体工事に係る連絡調整会議」を設置し、建設系廃棄物の適正処理に向けた取組の検討を進め、令和4年度には、法令による規制等をわかりやすく解説した「法令周知マンガ」を作成しました。

3 課題

(1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

不法投棄等不適正処理事案の県内発生件数は横ばいで推移しており、引き続き、厳正な監視・指導を行うとともに、悪質な事案に対しては、警察等関係機関と連携して対応していく必要があります。

また、不適正処理事案を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が不可欠であるため、ICTをはじめとした新しい技術の活用や関係機関等と連携した取組をさらに進めていく必要があります。

(2)建設系廃棄物対策

不法投棄のうち解体工事に伴って生じる建設系廃棄物が多い要因の一つとして、解体工事が重層的な構造によって行われ、結果的に排出事業者責任が曖昧になることがあります。

また、県内の不適正処理事案には、過去に廃棄物処理法違反で廃棄物処理業の許可の取消等を受けた事業者が解体工事に関与し、再度、同様の違反を起こしている事例があり、こうした事業者に解体工事が発注されることを回避するための対策が課題となっています。

このため、排出事業者責任の徹底や不適正処理の行為者に対する厳格な対応をあわせて進めていく必要があります。

4 今後の取組方向

(1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

悪質な事案に対応するため、引き続き、監視・指導を計画的に行うとともに、 情報収集能力の高い監視カメラ、広範囲の把握が容易なドローン等の資機材を 効果的に活用し、より一層の未然防止、早期発見・早期是正を図ります。

特に悪質な事案に対しては、警察や関係機関と連携し対応するなど、違反行為の中止や早期是正を図るとともに、速やかに行政処分を行うなど、厳正な対処を継続していきます。

また、県民の皆さんや、市町、通報協定を締結している事業者等と連携し、 不法投棄等不適正処理をさせない社会をめざすとともに、各主体の自発的な取 組・協力を促進します。

さらに、自動運用型ドローンを活用した監視手法の実証や、令和4年度から本格運用を開始した「不法投棄等通報システム(廃棄物スマホ110番)」を積極的に周知するなど、ICTを活用した取組を進めます。

(2) 建設系廃棄物対策

排出事業者責任の徹底や建設系廃棄物の適正処理を推進するため、引き続き、「解体工事に係る連絡調整会議」などによる建設業関係機関・団体との連携を強化し、研修会の開催や「法令周知マンガ」の活用により受注者(元請業者)、下請業者の意識向上につながる取組を進めるとともに、法令に基づき厳正な指導を行います。

また、不法投棄等不適正処理行為に対して警察等関係機関への積極的な情報 提供や行政処分を含めた厳正な対応を行います。

なお、本県では、特に関西方面から県域を越えて建設系廃棄物が運び込まれ 不法投棄される事案が散見されるため、令和5年度からは、近畿地方環境事務 所が主催する「近畿地方不法投棄対策連絡会」にも参加し、広域移動する廃棄 物に関する対策を進めていきます。